

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則の変更									
フリガナ設置者	ガッコウホウジンヤマザキガクエン 学校法人ヤマザキ学園									
フリガナ大学の名称	ヤマザキドウブツカンゴダイガク ヤマザキ動物看護大学 (Yamazaki University of Animal Health Technology)									
大学本部の位置	東京都八王子市南大沢4-7-2									
大学の目的	ヤマザキ動物看護大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、建学の精神である「生命の畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという、原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的とする。 本学では、動物看護学及び動物人間関係学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護学及び動物人間関係学に関わる研究及び専門的な理論・技術を教授することを目的とする。									
新設学部等の目的	愛玩動物看護師の国家資格化により、愛玩動物看護師養成の社会的なニーズが高まっている。本学の動物看護学部動物看護学科では、動物看護に関わる教育研究を推進すると共に同学科の収容定員増加の学則変更の認可申請を行うことにより、より多くの愛玩動物看護師を社会に輩出し、動物医療の発展に貢献することとする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	動物看護学部 [Faculty of Animal Health Technology]	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	東京都八王子市 南大沢4-7-2		
	動物看護学科 [Department of Animal Health Technology]	4	113 (100)	—	452 (400)	学士(動物看護学) 【Bachelor of Animal Health Technology】	令和4年4月 第1年次			
	動物人間関係学科 [Department of Human Animal Relations]	4	80	—	320	学士(動物看護学) 【Bachelor of Animal Health Technology】	令和3年4月 第1年次			
	計		193 (180)	—	772 (720)					
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)	該当なし									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	— 単位				
	—	— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位				
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	
				教授	准教授	講師	助教	計		助手
	新設	動物看護学部 動物看護学科		9 (9)	2 (2)	4 (4)	7 (7)	22 (22)	8 (8)	48 (28)
		動物看護学部 動物人間関係学科		10 (10)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	13 (13)	3 (3)	61 (42)
		計		19 (19)	3 (3)	6 (6)	7 (7)	35 (35)	11 (11)	— (—)
	既設	該当なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
合計		19 (19)	3 (3)	6 (6)	7 (7)	35 (35)	11 (11)	— (—)		

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体				
	事 務 職 員		19 (19)	2 (2)	21 (21)					
	技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	2 (2)	3 (3)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計		20 (20)	4 (4)	24 (24)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	17,664.16㎡	0㎡	0㎡	17,664.16㎡					
	運 動 場 用 地	1,402.75㎡	0㎡	0㎡	1,402.75㎡					
	小 計	19,066.91㎡	0㎡	0㎡	19,066.91㎡					
	そ の 他	1,088.21㎡	0㎡	0㎡	1,088.21㎡					
	合 計	20,155.12㎡	0㎡	0㎡	20,155.12㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		10,764.63㎡ (10,764.63㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	10,764.63㎡ (10,764.63㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	14室	8室	13室	2室 (補助職員0人)	1室 (補助職員0人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数	大学全体				
		大学全体			28 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体		
	大学全体	27,546 [3,495] (26,922 [3,351])	61 [21] (60 [18])	18 [17] (18 [17])	654 (654)	10,186 (10,186)	249 (249)			
	計	27,546 [3,495] (26,922 [3,351])	61 [21] (60 [18])	18 [17] (18 [17])	654 (654)	10,186 (10,186)	249 (249)			
	図 書 館	面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数					
		292.10㎡		40席	29,028冊					
	体 育 館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		558.40㎡		-						
経 費 積 び 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 (動物看護学科 の図書は経常費 で整備する)
		教員1人当り研究費等		300千円	300千円	300千円	300千円	-千円	-千円	
		共同研究費等		4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	-千円	-千円	
		図書購入費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	-千円	-千円	
	設備購入費	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	-千円	-千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,600千円	1,450千円	1,450千円	1,450千円	-千円	-千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金・雑収入・資産運用収入等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	ヤマザキ動物看護大学大学院								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	動物看護学研究科 動物看護学専攻	2	5	-	5	修士(動物看護学)	-	令和3年4月	東京都八王子市 南大沢4-7-2	
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	ヤマザキ動物看護大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	動物看護学部 動物看護学科	4	100	-	640	学士(動物看護学)	1.10	平成22年4月	東京都八王子市 南大沢4-7-2	
	動物人間関係学科	4	80	-	80	学士(動物看護学)	-	令和3年4月		
※令和3年度入学 定員減(△80人)										

既設大学等の状況	大学の名称	ヤマザキ動物看護専門職短期大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	動物トータルケア学科	年	人	年次人	人	動物看護短期大学士(専門職)	0.97倍	平成31年1月	東京都渋谷区松濤 2-3-10'
附属施設の概要	該当なし								

教育課程等の概要																	
(動物看護学部動物看護学科)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
教養教育科目	人文と社会	生命倫理学	2後	2			○								兼1		
	哲学	1後		2			○								兼1		
	生活と法律	1前		2			○								兼1		
	生活と経済	1前		2			○								兼1		
	美術史	2前		2			○								兼1		
	心理学	2後		2			○								兼1		
	動物とジャーナリズム	1後		2			○								兼1		
	キャリアマネジメント	2後		2			○								兼1		
	小計(8科目)	—	2	14	0		—		0	0	0	0	0	0	兼7	—	
	自然と環境	基礎生物学	1後	2				○			1					兼1	
	基礎化学	1前	2					○								兼1	オムニバス
	基礎生化学	1後		2				○		1						兼1	
	環境科学	2後		2				○								兼1	
小計(4科目)	—	4	4	0		—		1	1	0	0	0	0	兼2	—		
言語・情報・スポーツ	英語Ⅰ	1前	1					○		1					兼2		
英語Ⅱ	1後	1						○		1					兼2		
英語Ⅲ	2前	1						○		1					兼2		
英語Ⅳ	2後	1						○		1					兼2		
フランス語入門	1後		2				○								兼1		
情報リテラシー(基礎)	1前	1						○							兼1		
情報リテラシー(応用)	1後	1						○							兼1		
健康とスポーツ(実技含む)	2前		2				○								兼1		
小計(8科目)	—	6	4	0		—		0	1	0	0	0	0	兼8	—		
専門教育科目	生命科学概論	2前	2				○			1					兼2	オムニバス	
	バイオテクノロジー	3後		2			○								兼1	オムニバス	
	動物看護学概論	1前	2				○		5							オムニバス	
	動物人間関係学概論	1後	2				○								兼4	オムニバス	
	動物形態機能学	1前	2				○		1								
	動物生理学	1後	2				○		1								
	動物形態機能学実習	2前	2						1				4				
	動物生態学	2前	2				○			1							
	動物行動学	2後	2				○			1							
	動物遺伝学	1後	2				○									兼1	
	動物繁殖学	3後	2				○								兼2	オムニバス	
	動物薬理学	2前	2				○		1						兼2	オムニバス	
	動物病理学	2前	2				○		1								
	小計(13科目)	—	24	2	0		—		6	1	0	0	4	兼9	—		
	専門科目	動物臨床看護学(基礎)	1前	2				○		1		1					
		動物臨床看護学(基礎)実習	1後	2						1		1	5	7			共同
		動物臨床看護学(内科)	2後	2				○		2							オムニバス
動物臨床看護学(内科)実習		2後	2						1		1	4	7	兼1	オムニバス・共同(一部)		
動物臨床看護学(外科)		3前	2				○							兼2	オムニバス		
動物臨床看護学(外科)実習		3前	2								3	7	兼2	オムニバス・共同(一部)			
動物臨床看護学(総合)		3後	2		2		○		2					兼2	オムニバス		
動物臨床看護学(総合)実習		3後	2		2				2				3	兼2	オムニバス・共同(一部)		
動物臨床検査学		2前	2				○		1		1					オムニバス	
動物臨床検査学実習		2前	2						1		1	1	3			オムニバス	
特殊検査		4後		2			○		2		1					オムニバス	
動物医療機器		3前	2				○				1						
動物口腔ケア論		3後		2			○				1						
動物口腔ケア実習		3後		2							1		3				

教 育 課 程 等 の 概 要

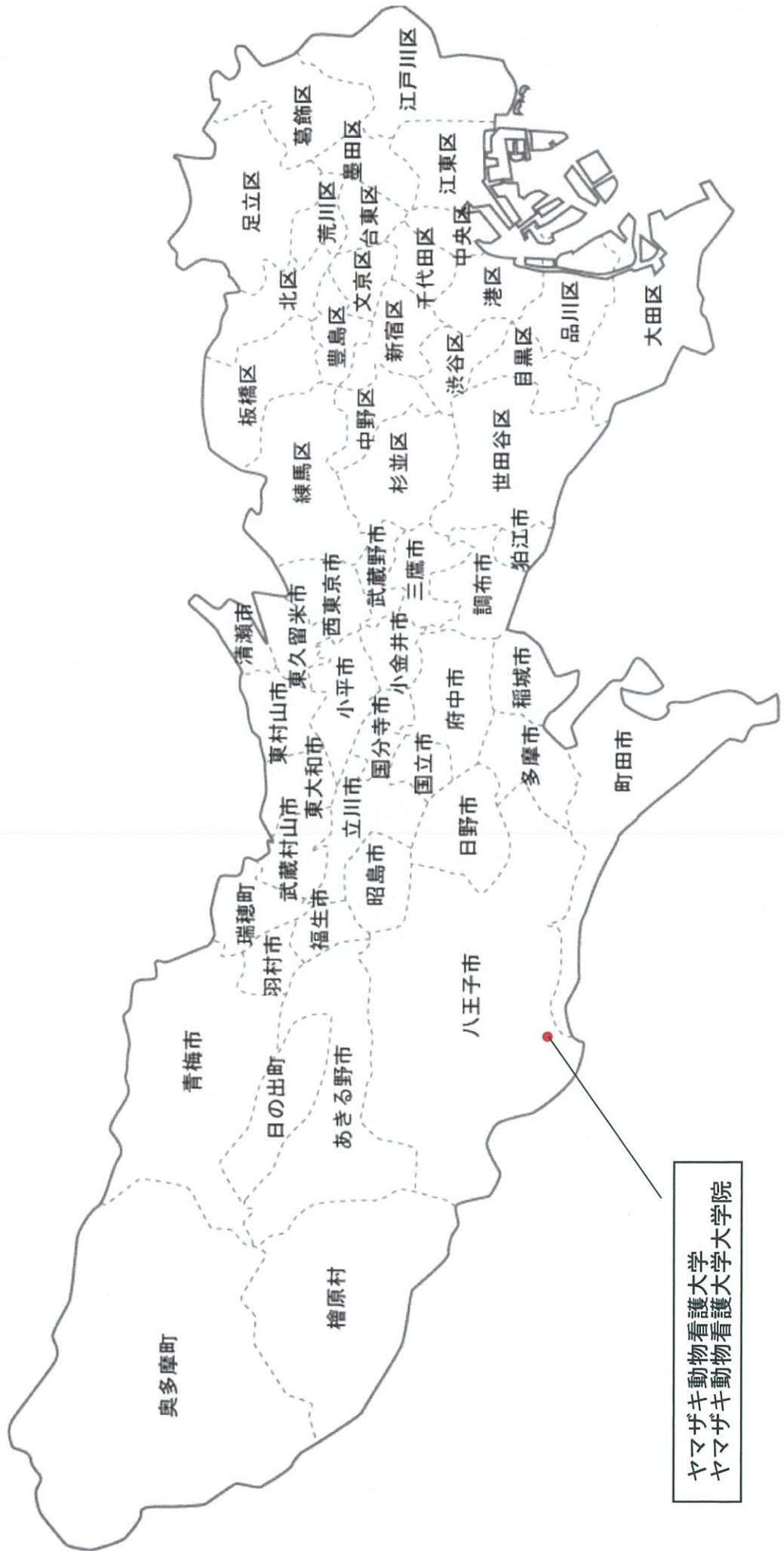
(動物看護学部動物看護学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
専門教育科目	ヒトと動物の共通感染症	3後	2			○			1								
	公衆衛生学	2後	2			○											兼1
	動物生化学	3前		2		○											兼1
	微生物学	3後	2			○			1								
	血液学	3後		2		○			1								
	寄生虫学	2前	2			○			1								
	小動物放射線学	3前	2			○			1								
	小動物栄養学	2前	2			○			1								兼1
	小動物臨床栄養学	2後	2			○			1			1					兼1
	エキゾチックアニマル看護学	4前	2			○			1								
	動物看護ソーシャルワーク	4前	1			○							1				兼1
	ペットロス論	4前		2		○											兼1
	リハビリテーション論	3前		2		○											兼1
	動物リハビリテーション	4前		2		○											兼1
	動物病院実習	3通	2					○	1	1		2	7				共同
	動物飼育管理論	1前	2			○											兼4
	動物飼育管理実習	2通	2					○					1				兼5
	コンパニオンアニマルケア (グルーミング) 論	1前	2			○						1	1				オムニバス
	コンパニオンアニマルケア (グルーミング基礎) 実習	1通	2					○				1	3	1			オムニバス
	コンパニオンアニマルケア (グルーミング応用) 実習	2通		2				○				1	2	1			兼1
	伴侶動物学	3前	2			○						1					兼2
	産業動物学	3前	1			○											兼1
	実験動物学	3後	1			○			2								オムニバス
	野生動物学	2後	2			○											兼1
	動物愛護・福祉と関連法規	1前	2			○											兼1
	医療安全	4後		2		○											兼1
	高齢動物看護学	4前		2		○			1		1						兼2
	在宅・訪問動物看護論	4後		2		○			1								兼2
	ペット関連産業論	4前	2			○											兼1
	サイエンスイングリッシュ	3前		2		○											兼1
小計 (44科目)		—	55	30	0	—	—	—	9	1	4	7	8	兼27	—		
総合科目	統計学	2後		2		○											兼1
	動物看護学総合演習	4後		1			○		1								
	卒業論文	4通	4				○		6	2	4						
	インターンシップ	3・4通		2				○			1	1					兼1
	研修・ボランティア活動	1・2・3・4通		1				○				1					兼2
	動物実習短期留学	1・2・3・4通		4				○									兼2
	アッセンブリーアワーⅠ	1通	1		○												兼2
	アッセンブリーアワーⅡ	4通	1		○				1								兼1
小計 (8科目)		—	6	10	0	—	—	—	6	2	4	1	0	兼8	—		
合計 (85科目)			—	97	64	0	—	—	9	2	4	7	8	兼48	—		
学位又は称号		学士 (動物看護学)		学位又は学科の分野				農学分野									
卒業要件及び履修方法						授業期間等											
本学の動物看護学科としての卒業要件は、本学を4年以上在学し、学則に定める授業科目の中から124単位以上修得すること。 124単位の内訳は以下のとおりである。 「教養教育科目」必修12単位、選択18単位を修得し、「教養教育科目」から合計30単位以上修得すること。 「専門教育科目」全体から「専門基礎科目」で必修24単位、「専門科目」で必修55単位、「総合科目」で必修6単位、小計85単位を修得すること。加えて、「専門教育科目」全体から選択小計9単位以上を修得の上、「専門教育科目」から合計94単位以上を修得し、総計124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：44単位 (年間))						1学年の学期区分		2学期									
						1学期の授業期間		15週									
						1時限の授業時間		90分									

学校法人ヤマザキ学園 設置認可等に関わる組織の移行表

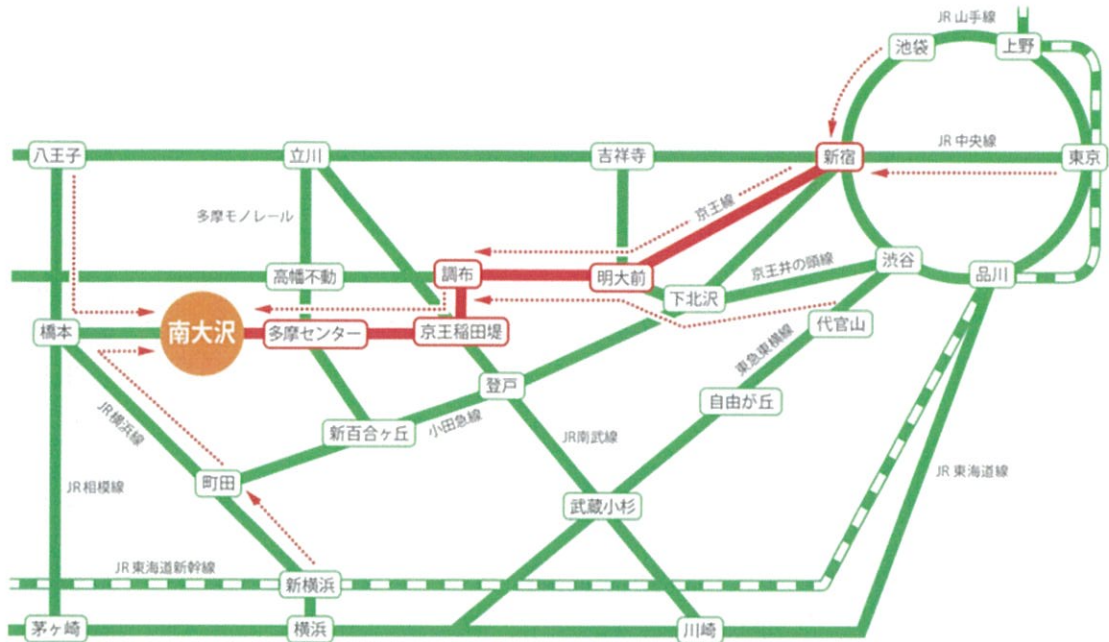
令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
ヤマザキ動物看護大学				ヤマザキ動物看護大学				
動物看護学部				動物看護学部				
動物看護学科	100	—	400	動物看護学科	<u>113</u>	—	<u>452</u>	定員変更(13)
動物人間関係学科	80	—	320	動物人間関係学科	80	—	320	
計	180	—	720	計	<u>193</u>	—	<u>772</u>	
ヤマザキ動物看護大学大学院				ヤマザキ動物看護大学大学院				
動物看護学研究科				動物看護学研究科				
動物看護学専攻(M)	5	—	10	動物看護学専攻(M)	5	—	10	
計				計	5	—	10	
ヤマザキ動物看護専門職短期大学				ヤマザキ動物看護専門職短期大学				
動物トータルケア学科(3年制)	80	—	240	動物トータルケア学科(3年制)	80	—	240	
計	80	—	240	計	80	—	240	
ヤマザキ動物専門学校				ヤマザキ動物専門学校				
愛玩動物看護学科	80	—	240	愛玩動物看護学科	<u>120</u>	—	<u>360</u>	定員変更(40)
計	80	—	240	計	<u>120</u>	—	<u>360</u>	

都道府県内における位置関係



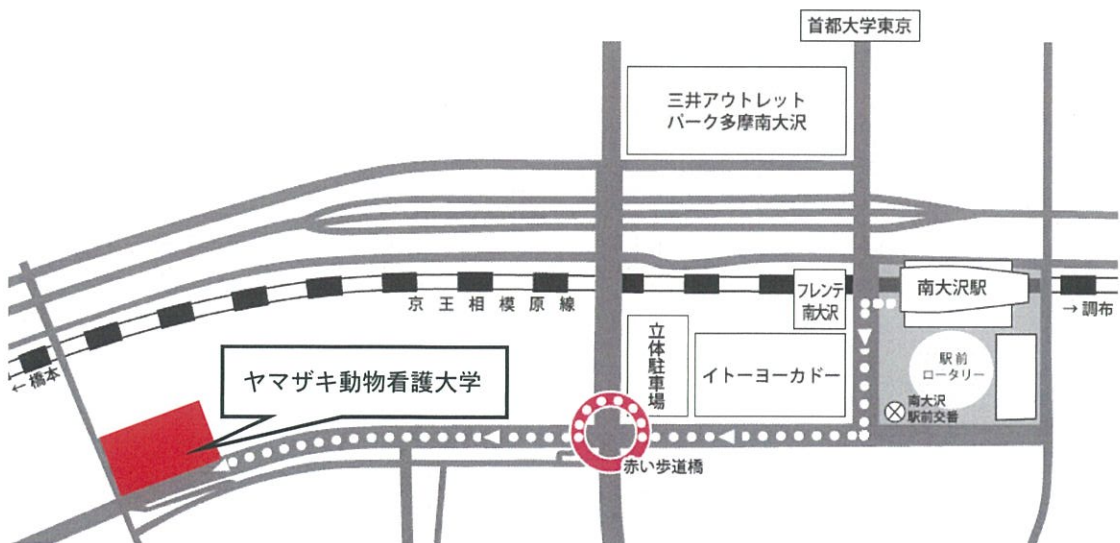
校地校舎図面-1

最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間が分かる図



主要駅から「南大沢」駅までの平均乗車時間

- 新宿から36分
新宿 → 京王線 → 調布 → 京王相模原線 → 南大沢
 - 八王子から21分
八王子 → JR横浜線 → 橋本 → 京王相模原線 → 南大沢
 - 渋谷から32分
渋谷 → 京王井の頭線 → 明大前 → 京王線 → 調布 → 京王相模原線 → 南大沢
 - 吉祥寺から41分
吉祥寺 → 京王井の頭線 → 明大前 → 京王線 → 調布 → 京王相模原線 → 南大沢
 - 東京から50分
東京 → JR中央線 → 新宿 → 京王線 → 調布 → 京王相模原線 → 南大沢
 - 池袋から50分
池袋 → JR山手線 → 新宿 → 京王線 → 調布 → 京王相模原線 → 南大沢
 - 横浜から61分
横浜 → JR横浜線 → 橋本 → 京王相模原線 → 南大沢
- 乗り換え時間は含まませんので目安としてご参照ください。

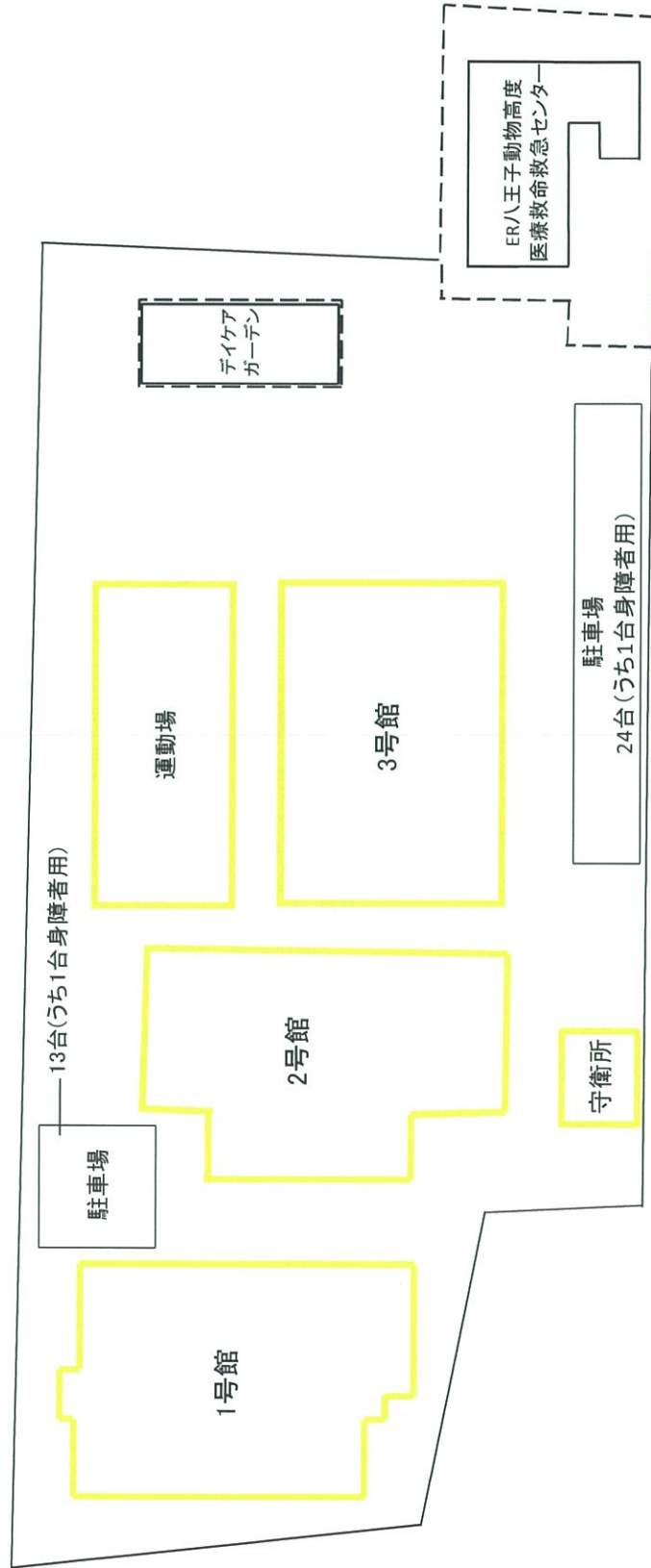


南大沢駅からヤマザキ動物看護大学
距離：約 900m 所要時間：徒歩約 10分

校舎、運動場等の配置図

所在地 東京都八王子市南大沢4-7-2
 校地面積 17,664.16㎡
 運動場面積 1,402.75㎡
 不算入土地面積 1,088.21㎡

大学専用
 その他土地
 (本学園が100%出資する子会社
 ㈱ヤマザキ教育サポートへ貸与)



南大沢キャンパス1号館	南大沢キャンパス2号館 (守衛所含む)	南大沢キャンパス3号館	デイケアセンター	ER八王子動物高度医療 救命救急センター— その他面積 751.00㎡
校舎面積(専用) 3,504.83㎡ 不算入校舎面積 558.40㎡ その他面積 21.20㎡	校舎面積(専用) 4,299.37㎡ その他面積 113.82㎡	校舎面積(専用) 2,960.43㎡ その他面積 277.20㎡	その他面積 94.96㎡	

○ヤマザキ動物看護大学学則（案）

平成22年4月1日

制定

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条～第4条）

第2節 組織編制（第5条～第7条）

第3節 職員組織（第8条・第9条）

第4節 学年、学期及び休業日（第10条～第13条）

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限（第14条）

第2節 入学（第15条～第20条）

第3節 教育課程及び履修方法等（第21条～第30条）

第4節 休学・復学・転学科・転学・留学・退学及び除籍（第31条～第37条）

第5節 卒業及び学位（第38条・第39条）

第6節 賞罰（第40条・第41条）

第7節 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講生（第42条～第45条）

第8節 検定料・学費及びその他諸費用（第46条～第51条）

第9節 育英・奨学（第52条）

第3章 厚生施設（第53条）

第4章 公開講座等（第54条）

第5章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 ヤマザキ動物看護大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、建学の精神である「生命の畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという、原点を忘れずに、共鳴・共

生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的とする。

- 2 動物看護学及び動物人間関係学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護学及び動物人間関係学に関わる研究及び専門的な理論・技術を教授することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前条の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

- 3 第1項の自己点検・評価の事項及びその実施体制等については、別に定める。

(情報開示)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとし、その実施方法については、別に定める。

第2節 組織編制

(学部)

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

動物看護学部

動物看護学科

動物人間関係学科

- 2 前項の学部・学科の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
動物看護学部	動物看護学科	113名	452名
	動物人間関係学科	80名	320名

(附属図書館)

第6条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、事務局を置く。

第3節 職員組織

(教職員)

第8条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

2 本学に副学長、副学部長及び副学科長を置くことができる。

3 前項の職員のうちから事務局長及び部課長を置く。

4 任免及び職務については、別に定める。

(教授会)

第9条 本学の教育研究に関する事項を審議するために教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長及び専任の教授をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授、講師、助教及びその他の教職員を加えることができる。

4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学期は、学年を前期と後期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創設記念日
- (4) 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間は学年暦で定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

(授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間等を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年限は8年を超えてはならない。

ただし、第20条の規定により入学した者にあつては定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第15条 本学の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

（入学出願の手続）

第17条 入学志望者は、本学所定の入学願書に定める入学検定料を添えて、指定期日までに
出願しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考及び合格者の決定）

第18条 入学志願者には、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の意見を聴いて、
学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日内に第46条に
定める入学金のほか、授業料等を添えて、手続を取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学・再入学及び転入学）

第20条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に
限り、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する
者とする。

(1) 他の大学を卒業又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者（た
だし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

3 第1項の規定により、再入学又は転入学できる者は、本学を中途退学した者又は他の
大学に在学中の者で、転入学により当該大学を退学する者とする。

4 第1項の規定により、入学を許可された者についての履修方法は、教授会の意見を聴
いて、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 本学の授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成する。
- 3 本学の授業科目は、別表第1のとおりとする。

(卒業単位数)

第22条 本学を卒業するためには、次の各号により合計124単位以上の履修をしなければならない。

- (1) 教養教育科目 30単位以上
- (2) 専門教育科目 94単位以上

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の講義・演習をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。
 - (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組合せに応じ、総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位を定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(成績の評価)

第25条 成績の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとして認めることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学は、教育上有利と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、与えることができる単位は、前条第1項により認定する単位と併せて60単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第44条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上必要と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第29条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(その他)

第30条 この節に定めるもののほか、各授業科目の配当年次、履修方法等については、別に定める。

第4節 休学・復学・転学科・転学・留学・退学及び除籍

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない事情により、休学しようとする者は、医師の診断書等その理由を証する書類及び保証人連署をもって学長に提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気等のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、学部長、教務部長又は学生部長その他学長が必要と認める者（以下、「学部長等」という。）の意見を聴いて、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には、引続き1年間に限り、期間延長の許可をすることができる。
- 4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 5 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長等の意見を聴いて、学長が復学の許可をすることができる。

(転学科)

第33条 学長が、特に認める場合は、転学科をすることができる。転学科に関する事項は別に定める。

(転学)

第34条 他の大学に転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第35条 留学を希望する者は、あらかじめ保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得て、外国の大学又は短期大学に留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、1年に限り、第14条に定める期間に算入する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第14条に定める在学年限を超えた者

- (2) 休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、催促しても、なお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり、行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第38条 本学に4年以上在学（編入学等により入学した学生については、別に定める年限）し、本学則に定める授業科目の中から教養教育科目30単位以上及び専門教育科目94単位以上併せて124単位以上修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- 2 前項による卒業認定は、学年末に行う。やむを得ない理由により、この認定を得られなかった者については、次年度前期にこれを行うことができる。

(学位の授与)

第39条 前条の規定により卒業を認定された者には、学士（動物看護学）の学位を授与する。

- 2 学位に関して必要な事項については、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第40条 学生として品行方正、学術優秀又は素行等表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学則、その他本学の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があった学生に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 入学誓約書に違反した者
 - (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (3) 成績不良で学業継続の見込みがないと認められた者
 - (4) 正当な理由なくして出席不良の者
 - (5) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第7節 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(外国人留学生)

第42条 外国籍を有し、第16条第3号に該当する者が、本学に入学を希望した場合は、選考の上、教授会の意見を聴いて、入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第34条に関する規定を除き、正規の学生についての規定を準用する。外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

3 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生)

第43条 本学に研究生として、入学の申出のあるときは、教育・研究に支障のない限り選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が研究生として入学を認めることができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 本学において、特定の科目について履修しようとする者については、教育研究に支障がない範囲において、選考の上、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験に合格したときは、第24条及び第25条の規定を準用して当該科目の単位を付与することができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第45条 学長は、他の大学、短期大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講生として、教授会の意見を聴いて、入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

第8節 検定料・学費及びその他諸費用

(入学検定料及び学費)

第46条 入学検定料及び学費は、別表第2に定めるところによる。

(学費等の納期)

第47条 学費その他の納入金は、別に定める指定の期日までに納入しなければならない。

(納付した学費)

第48条 納入した学費は、原則として返還しない。

(復学した場合の授業料)

第49条 復学の許可を受け、復学したときは、当該学期分の学費を納入しなければならない。

(退学・除籍及び停学の場合の授業料)

第50条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(修業年限を超えて在学する者の学費等)

第50条の2 修業年限を超えて在学する者の当該学期分の学費等については、第46条の規定にかかわらず別に定める。

(休学者の在籍料)

第51条 休学を許可された者は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第9節 育英・奨学

(育英・奨学)

第52条 本学に、育英及び奨学に関する制度を置く。

2 育英及び奨学に関する事項は、別に定める。

第3章 厚生施設

(厚生施設)

第53条 本学に厚生施設を置く。

2 厚生施設(学生食堂、学生ラウンジ、医務室等)について必要な事項は、別に定める。

第4章 公開講座等

(公開講座)

第54条 本学は、学術文化の普及を図るため、広く一般市民のための公開講座等を開講する。

2 公開講座等について、必要な事項は別に定める。

3 施設使用について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(学則の改廃)

第55条 この学則の改正及び廃止は、教授会及び理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月20日教授会承認、平成26年1月23日理事会承認、平成26年3月20日教授会承認、平成26年3月20日理事会承認)

この学則は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則（平成27年 1 月19日教授会承認、平成27年 3 月19日理事会承認）

この学則は、平成27年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則（平成27年 5 月25日教授会を経て、平成27年 5 月28日理事会承認）

- 1 この学則は、平成28年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成27年 4 月 1 日以前入学生については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第 2 における学費については、平成27年 4 月 1 日以前入学生にも平成28年度から適用する。

附 則（平成28年10月17日教授会を経て、平成29年 5 月25日理事会承認）

この学則は、平成30年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則（平成31年 3 月 4 日教授会を経て、平成31年 3 月14日理事会承認）

この学則は、平成31年 4 月 1 日から改正施行する。なお、平成28年 4 月 1 日以降入学生にも平成31年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 日教授会を経て、令和 3 年 3 月11日理事会承認）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、令和 2 年 4 月 1 日以前入学生については、平成28年 4 月 1 日以降入学生において、別表第一「教育課程（動物看護学科 動物看護学専攻）」に「エキゾチックアニマル看護学（専門教育科目専門科目選択 2 単位）」及び「教育課程（動物看護学科 動物人間関係学専攻）」に「エキゾチックアニマル特性論（専門教育科目専門科目選択 2 単位）」を追加することとし、その他は従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 第 5 条第 2 項に記載の動物看護学部動物看護学科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

学部	学科	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
動物看護学部	動物看護学科	413 名	426 名	439 名	452 名

別表第1（第21条関係）

教育課程

（動物看護学科・動物人間関係学科共通）

科目群		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
教養教育科目	人文と社会	生命倫理学	2		
		哲学		2	
		生活と法律		2	
		生活と経済		2	
		美術史		2	
		心理学		2	
		動物とジャーナリズム		2	
	キャリアマネジメント		2		
	自然と環境	基礎生物学	2		
		基礎化学	2		
		基礎生化学		2	
		環境科学		2	
	言語・情報・スポーツ	英語Ⅰ	1		
		英語Ⅱ	1		
英語Ⅲ		1			
英語Ⅳ		1			
フランス語入門			2		
情報リテラシー（基礎）		1			
情報リテラシー（応用）		1			
健康とスポーツ（実技含む）			2		

(動物看護学科)

科目群		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	専門基礎科目	生命科学概論	2		
		バイオテクノロジー		2	
		動物看護学概論	2		
		動物人間関係学概論	2		
		動物形態機能学	2		
		動物生理学	2		
		動物形態機能学実習	2		
		動物生態学	2		
		動物行動学	2		
		動物遺伝学	2		
		動物繁殖学	2		
		動物薬理学	2		
		動物病理学	2		
		専門科目	動物臨床看護学（基礎）	2	
	動物臨床看護学（基礎）実習		2		
	動物臨床看護学（内科）		2		
	動物臨床看護学（内科）実習		2		
	動物臨床看護学（外科）		2		
	動物臨床看護学（外科）実習		2		
	動物臨床看護学（総合）			2	
	動物臨床看護学（総合）実習			2	
	動物臨床検査学		2		
	動物臨床検査学実習		2		
	特殊検査			2	
	動物医療機器		2		
	動物口腔ケア論			2	
	動物口腔ケア実習			2	
	ヒトと動物の共通感染症	2			
公衆衛生学	2				

専門教育科目	専門科目	動物生化学		2	
		微生物学	2		
		血液学		2	
		寄生虫学	2		
		小動物放射線学	2		
		小動物栄養学	2		
		小動物臨床栄養学	2		
		エキゾチックアニマル看護学	2		
		動物看護ソーシャルワーク	1		
		ペットロス論		2	
		リハビリテーション論		2	
		動物リハビリテーション		2	
		動物病院実習	2		
		動物飼育管理論	2		
		動物飼育管理実習	2		
		コンパニオンアニマルケア（グルーミング）論	2		
		コンパニオンアニマルケア（グルーミング基礎）実習	2		
		コンパニオンアニマルケア（グルーミング応用）実習		2	
		伴侶動物学	2		
		産業動物学	1		
		実験動物学	1		
		野生動物学	2		
		動物愛護・福祉と関連法規	2		
	医療安全		2		
	高齢動物看護学		2		
	在宅・訪問動物看護論		2		
	ペット関連産業論	2			
	サイエンスイングリッシュ		2		
	総合科目	統計学		2	
		動物看護学総合演習		1	
		卒業論文	4		

専門教育科目	総合科目	インターンシップ		2	
		研修・ボランティア活動		1	
		動物実習短期留学		4	
		アッセンブリーアワー I	1		
		アッセンブリーアワー II	1		

(動物人間関係学科)

科目群		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	専門基礎科目	生命科学概論	2		
		バイオテクノロジー		2	
		動物看護学概論	2		
		動物人間関係学概論	2		
		動物形態機能学	2		
		動物生理学	2		
		動物形態機能学実習		2	
		動物生態学		2	
		動物行動学	2		
		動物遺伝学	2		
		動物繁殖学	2		
		動物薬理学		2	
		動物病理学		2	
		専門科目	動物臨床看護学 (基礎)	2	
	動物臨床看護学 (基礎) 実習		2		
	動物臨床看護学 (内科)			2	
	動物臨床看護学 (内科) 実習			2	
	動物臨床看護学 (外科)			2	
	動物臨床看護学 (外科) 実習			2	
	動物臨床検査学			2	
動物臨床検査学実習			2		
	ヒトと動物の共通感染症	2			
	公衆衛生学	2			

専門教育科目	専門科目	寄生虫学	2		
		小動物栄養学	2		
		ヒトと動物の関係学	2		
		社会福祉		2	
		臨床心理学		2	
		コミュニケーション論	1		
		ペットロス論	2		
		アニマルアシステッドセラピー論	2		
		アニマルアシステッドセラピー実習		2	
		アシスタンスドッグ論	2		
		伴侶動物資源・育種学		2	
		動物飼育管理論	2		
		動物飼育管理実習	2		
		コンパニオンアニマルケア（グルーミング）論	2		
		コンパニオンアニマルケア（グルーミング基礎）実習	2		
		コンパニオンアニマルケア（グルーミング応用）実習		2	
		伴侶動物行動演習		1	
		コンパニオンドッグトレーニング論		2	
		コンパニオンドッグトレーニング実習		2	
		イヌ・ネコの特徴論	2		
		エキゾチックアニマル特性論		2	
		コンパニオンバード特性論		2	
		ジェロントロジーとドッグウォーキング		2	
		産業動物学	1		
		実験動物学	1		
		野生動物学	2		
		動物愛護・福祉と関連法規	2		
		医療安全	2		
		動物災害・危機管理	2		
		ペット関連産業論		2	
		ペットビジネス起業論		2	

専門教育科目	専門科目	消費者行動分析学		2	
		情報危機管理論		2	
		動物とアート		1	
		動物文化人類学		2	
		水族動物学		2	
		動物園・水族館論		2	
		有害動物学		2	
		サイエンスイングリッシュ		2	
	総合科目	アカデミックスキルズ	2		
		統計学		2	
		動物看護学総合演習		1	
		卒業論文		4	
		インターンシップ		2	
		研修・ボランティア活動		1	
		動物実習短期留学		4	
		アッセンブリーアワーⅠ	1		
		アッセンブリーアワーⅡ	1		

別表第2（第46条関係）

入学検定料及び学費

（動物看護学科・動物人間関係学科共通）

（単位 円）

事項		金額
入学検定料		30,000
入学金		150,000
学費	授業料（年額）	900,000
	実習費（年額）	250,000
	施設費（年額）	300,000
	小計	1,450,000

注1 学費は1年次、2年次、3年次、4年次共通

注2 入学検定料は、2回目以降に受験する際は、免除する。大学入試共通テスト利用
選抜試験の検定料は、15,000円とする。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

(目次)

ア 学則変更（収容定員変更）の内容.....	3
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性.....	3
ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容.....	8
(ア) 教育課程の変更内容.....	8
(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容.....	8
(ウ) 教員組織の変更内容.....	9
(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容.....	12

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

ヤマザキ動物看護大学（旧：ヤマザキ学園大学）（以下「本学」という。）は、動物看護学部動物看護学科において、令和4（2022）年度から、入学定員及び収容定員を以下のとおり変更する（表1）。

（表1）動物看護学部動物看護学科の収容定員の変更

【現行（令和3年度）】

学 部	学 科	入学定員	収容定員
動物看護学部	動物看護学科	100名	400名
	動物人間関係学科	80名	320名
学部合計		180名	720名

【変更後（令和4年度）】

学 部	学 科	入学定員	収容定員
動物看護学部	動物看護学科	113名	452名
	動物人間関係学科	80名	320名
学部合計		193名	772名

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

① 本学の沿革と愛玩動物を取り巻く環境の変化

本学は、学祖 故山崎良壽が「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げ、日本初となるヤマザキ動物専門学校（平成6〔1994〕年認可）を渋谷区松濤に開学、ヤマザキ動物看護短期大学（平成15〔2003〕年認可）を八王子市南大沢に開学し、高度化する動物医療に対応するために、平成22（2010）年4月に本学（動物看護学部動物看護学科（以下「本学科」という。）：入学定員180名、収容定員720名）を開学した。

また、平成31（2019）年4月には、グローバル化の中で高度な技術者及び産業界を担う人材を養成するため、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学（3年制、動物トータルケア学科：定員80名）」を渋谷区松濤に開学した。学校法人ヤマザキ学園（以下「本学園」という。）は50年以上にわたり、我が国における動物看護教育の先駆者として、動物看護師の普及、ペット関連産業界の発展に寄与してきた。創立以来、卒業生は約1万5,000名にのぼる。

本学では、令和2（2020）年7月に、動物看護教育に加え、人と動物の共生に関する教育研究を進める「動物看護学部動物人間関係学科」の設置届出が受理され、令和3（2021）年4月以降は、1学部1学科（動物看護学科）体制から、1学部2学科（動物看護学科、動物人間関係学科）となる。本学科は入学定員100名、収容定員400名、新設の動物人間関係学科は入学定員80名、収容定員320名となり、動物看護教育を発展させる。新設の動物人間関係学科では、動物看護師の職域拡大を目指し、人と動物の共生社会で活躍する人材を養成する。なお、本学の動物看護学部においては、動物看護学科及び新設の動物人間関係学科のいずれの学科においても愛玩動物看護師の国家試験の受験資格に対応する教育を行う。

さらに、本学開学10年を機に、同年、本学大学院（修士課程）動物看護学研究科動物看護学専攻（入学定員5名、収容定員10名）を開学し、動物看護分野における指導者・研究者の人材養成を目指す。

戦後日本の復興70年間に、我が国における愛玩動物を取り巻く環境は大きく変化し、ペット関連産業の市場は1兆6,000億円に届こうとしている（資料1）。

令和元（2019）年6月21日、「愛玩動物看護師法（以下「本法律」という。）は参議院本会議において全会一致で可決成立した。本法律は、名称独占（資料2）に加え、業務独占の内容が明確になったため、動物看護師職に求められる教育の到達目標及び国家試験における受験科目の整備等が、農林水産省・環境省主催の愛玩動物看護師カリキュラム等検討会及び国家試験の指定試験機関となった一般財団法人動物看護師統一認定機構で進められている（資料3）。

愛玩動物看護師は、動物取扱責任者の選任要件（資料4）となっているため、動物病院及びペット関連産業界で活躍することに加え、人と動物の共生社会において必要な動物の適正飼養の指導やシェルター（動物保護施設）のほか、災害時における対応等が求められていく。動物看護師の需要拡大に伴い、本学においても、動物看護学科及び動物人間関係学科それぞれの養成する人材像及び教育研究の充実を図っていく。

昭和48（1973）年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」も、平成11（1999）年には「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更され（資料5）、動物愛護の精神は国民一般に浸透し、現在、愛玩動物は家族の一員から人生のパートナーと呼ばれるようになった。近年、愛玩動物の代表である犬や猫の飼育頭数は15歳未満の青少年の人口を上回っている（資料6）。この現状を踏まえ、動物チーム医療において動物看護師の役割が重要視されてきている。

② 動物看護学部動物看護学科の収容定員を増員する理由

過去5年間における動物看護学部動物看護学科1学部1学科体制の志願者数及び入学者数（志願倍率）（表2）は、平成28（2016）年度入学者数162名（1.68倍）、平成29（2017）年度入学者数176名（1.74倍）と、入学定員180名を満たさなかったが、平

成 30 (2018) 年度は、志願者数 314 名、入学者数 188 名 (1.74 倍)、令和元 (2019) 年度は、志願者数 427 名、入学者数 218 名 (2.37 倍)、令和 2 (2020) 年度は、志願者数 602 名、入学者数 217 名 (3.34 倍) と年々増加している。

(表 2) 動物看護学部志願者及び入学者数推移

	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度 (2学科体制初年度)		
学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物人間 関係学科	動物看護 学部全体
入学定員	180名	180名	180名	180名	180名	100名	80名	180名
志願者数	302名	314名	314名	427名	602名	(578名)	(181名)	(759名)
入学者数	162名	176名	188名	218名	217名	(127名)	(88名)	(215名)
志願倍率	1.68倍	1.74倍	1.74倍	2.37倍	3.34倍	(5.78倍)	(2.26倍)	(4.22倍)

1.志願倍率＝志願者数／入学定員として算出

2.令和 3 (2021) 年度は、申請時点 (令和 3 (2021) 年 3 月 17 日時点) のもの
志願者数・入学者数・志願倍率は、未確定値のため、() で記載。

また、本学科 (入学定員 180 名、収容定員 720 名) の 1 学部 1 学科体制の教育研究において、動物看護学専攻若しくは動物人間関係学専攻の決定は、1 年次に準備をし、2 年次より 2 専攻の教育を開始する。入学後学生は、1 年次で教養教育科目、専門教育科目 (専門基礎科目)、総合科目 (アッセンブリーアワー I (動物と看護)) を履修すること等で、学生の希望に沿って専攻を決定していく。専攻別の人数は、動物看護学専攻約 100 名、動物人間関係学専攻約 80 名を想定し、あくまでも学生の希望に応えることを重視し決定している。特に、アッセンブリーアワーの自校教育において、愛玩動物看護師法制定の流れと一般財団法人動物看護師統一認定機構の認定試験の動向、及び動物関連産業界の現状等についての最新情報を教授している。また、専攻の決定は、4 年次の卒業論文のテーマに関係し、テーマに添って指導教員が決定されることから、2 年次で動物看護学専攻若しくは動物人間関係学専攻を決定することは、将来の卒業後の進路、就職活動、職業選択に繋がり、ペット関連産業界における動物看護師の職域拡大に繋がる要因と考える。学生への専攻指導や相談を丁寧に行ってきたことが、本学の 1 学部 1 学科 (動物看護学科) 体制から 1 学部 2 学科 (動物看護学科・動物人間関係学科) 体制へと繋がることとなった。

なお、平成 30 (2018) 年度から令和 3 (2021) 年度までの各専攻の学生数は表 3 のとおりである。動物看護学専攻所属の 2 年次生は、本学科全体の中で、平成 30 (2018) 年度 47.0%、令和元 (2019) 年度 51.7%、令和 2 (2020) 年度 66.0%、令和 3 (2021) 年度 68.7%と年々増加している。動物看護学専攻所属の学生が増えた要因は、令和元

(2019) 年の愛玩動物看護師法の法制化によるものと考えられる。

(表 3) 各専攻別人数一覧

年 度	専攻別人数				合 計	在籍者数	専攻 未決定者
	動物看護学専攻		動物人間関係学専攻				
平成 30 (2018) 年度	77 名	47.0%	87 名	53.0%	164 名	170 名	6 名
令和元 (2019) 年度	89 名	51.7%	83 名	48.3%	172 名	180 名	8 名
令和 2 (2020) 年度	134 名	66.0%	69 名	34.0%	203 名	206 名	3 名
令和 3 (2021) 年度	147 名	68.7%	67 名	31.3%	214 名	215 名	1 名

1. 平成 28 (2016) 年度以降入学生については、1 年次終了時に、専攻決定基準を満たした場合は、学生の希望に沿って 2 年次から専攻に振り分け、編成する。
2. 専攻未決定者において 2 年次以降に専攻決定基準を満たした場合、翌年度から専攻に配属される。

さらに、令和 3 (2021) 年 4 月以降は、人と動物の共生社会で動物看護師が果たす役割が拡大したことから、人と動物の共生に関する多様な教育研究をさらに発展させるため、1 学部 1 学科体制から、本学科 (入学定員 100 名、収容定員 400 名) 及び動物人間関係学科 (入学定員 80 名、収容定員 320 名) の 1 学部 2 学科体制となる。令和 3 (2021) 年度の募集状況は、令和 3 (2021) 年 3 月 17 日現在、動物看護学科 578 名 (5.78 倍)、動物人間関係学科 181 名 (2.26 倍) の志願者を集めており、動物看護学部全体の志願者数 759 名のうち、動物看護学科は 76.2%、動物人間関係学科 23.8%となる。志願者が増えた要因としては愛玩動物看護師の国家資格化が大きく影響していると考えられる。新設の動物人間関係学科においても、愛玩動物看護師の国家資格の受験資格を有するが、志願者数は本学科に比べて約 3 分の 1 となっており、今後もこの傾向が続くと予想される。

以上の経緯と愛玩動物看護師が国家資格化した状況に鑑み、本学科の定員増員について、動物看護学部全体の志願者数を比較すると、動物看護学科の志願者数 578 名、動物人間関係学科の志願者数 181 名と、動物人間関係学科の 3 倍以上であることから、動物看護学科の教育研究環境と、教育の質向上を損なうことなく、教員数や設備等を大学設置基準に基づき勘案した結果、動物看護学部動物人間関係学科の収容定員は変更せず、現在の動物看護学科の入学定員 100 名、収容定員 400 名に対し、動物看護学科のみ入学定員 13 名増員の学則変更認可を申請する。これにより、動物看護学科は入学定員 113 名、収容定員 452 名、動物人間関係学科は入学定員 80 名、収容定員 320 名となり、動物看護学部全体としては、入学定員 193 名、収容定員 772 名となる。

一方、本学の新卒就職希望者に対する求人倍率は、平成 28 (2016) 年度 42.9 倍に対し令和元 (2019) 年度は 49.2 倍と上昇を続けている (表 4)。令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け 40.1 倍と下がっているが、本学卒業後の愛玩動物看護師が活躍する進路は、現在も成長し続ける動物関連産業にとどまらず、愛玩動物看護師の国家資格化により、令和 2 (2020) 年 6 月以降の動物取扱責任者の選任要件 (2) に「愛玩動物看護師の免許を取得していること」が付け加えられたことにより、動物関連団体、動物愛護センターを含む地方自治体等からの需要が見込まれる。

(表 4) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科の求人倍率の推移

卒業年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
求人倍率	42.9	45.8	48.5	49.2	40.1

1. 求人倍率 = 求人数 / 就職希望者数

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」で求められる、動物の適正飼養の指導や動物生活環境の整備等の人と動物の共生社会に活躍の場が広がることから、求人先の増加が期待され、全国的に需要が高まっていくと考えられる。

さらに、動物関連産業の拡大に伴い (資料 1)、本学科への求人倍率も回復していくことが見込まれる。なお、学内で開催する就職セミナーへの参加病院・企業等数も、平成 28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度にかけて 32 件から 58 件へと増加を続けており、令和 2 (2020) 年度は 50 件と前年度よりは減少したが、新型コロナ禍の下においても、平成 30 (2018) 年度までの件数を上回っている (表 5)。

(表 5) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科の就職セミナー参加病院・企業等数の推移

卒業年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
病院・企業等数	32	35	46	58	50

また、本学動物看護学部の令和元 (2019) 年度卒業生の就職率は 99.1% (表 6) であり、本学で動物看護学を学んだ学生が社会から求められていることが分かる。なお、令和 2 (2020) 年度卒業生の就職内定率は、令和 3 (2021) 年 3 月 17 日時点で、99.2%である。

(表 6) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科卒業予定者の就職内定率の推移

卒業年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
就職内定率(%)	97.0	97.4	98.5	99.1	99.2

1.令和 2 (2020) 年度就職内定率は、令和 3 (2021) 年 3 月 17 日時点

2.就職内定率＝就職内定者数／就職希望者数

加えて、令和元 (2019) 年 6 月 21 日「愛玩動物看護師法」の法制化により、主務省 (農林水産省・環境省) 主催で、令和 2 (2020) 年から開催された愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の第 4 回 [令和 3 (2021) 年 2 月 26 日] で発表された受験資格のための履修すべき科目案 (資料 7) が整備され、動物関連産業 (動物病院含む) の拡大に加え、愛玩動物看護師の活躍する職域が広がることで、人と動物の共生社会のあり方が見直されていく。

以上から、現代の人と動物の共生社会において生じる多岐にわたる問題に対応できる人材が求められており、人と動物の豊かな共生社会構築のために、愛玩動物看護師として専門知識・技術をもった人材需要が見込まれる。このことから、今回の収容定員の増員によって、より一層、人と動物の共生する社会のニーズに応えていきたい。

ウ 学則変更 (収容定員変更) に伴う教育課程等の変更内容

(7) 教育課程の変更内容

本学は、平成 22 (2010) 年 4 月に開学【本学科：入学定員 180 名、収容定員 720 名】以来、現在まで動物看護学部では設置基準に定められている専任教員数以上を配置している。

また、今回動物看護学科の入学定員 13 名の収容定員増を行った後においても、大学設置基準に定められている専任教員数 (合計 29 名、うち教授数 15 名) 以上の専任教員 (合計 35 名、うち教授 19 名：令和 4 [2022] 年 4 月 1 日時点) を配置するため、今回、本学科の入学定員を 100 名から 113 名に定員の増員を行ったとしても、従前と変わらない教育活動ができるため、今後の教育に支障はないと考えている。

以上のことから、今回の収容定員変更に伴い、令和 3 (2021) 年度教育課程からの変更は行わない (資料 8)。

(4) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

本学では、理論や知識を身につける科目については、講義形式を中心とした形態で授業を行い、情報の分析・収集及び文献購読等に関する科目は、演習形式で授業を行っている。また、修得した知識や技術をもとに実践力を身につける科目については、実習・

実験形式で授業を行っている。演習では複数のグループに分けて少人数指導を実施し、英語は入学時の基礎学力テストにより習熟度別のクラス編成を行い、学生の主体性と学習能力に応じたきめ細やかな教育を行っている。さらに、英語科目とパソコンを使用する情報科目は学部共通科目であることから、25～30名程度の少人数でのクラス編成を行い、教育効果を上げる。

一方で、実習科目においては、各実習において午前及び午後と実習クラスを分けることに加え、各実習に3～7名の助手を配置することで、きめ細やかな教育を行っており、今回の収容定員変更（定員増）によって学生数が増加したとしても、教育の質を担保できると考えている。

なお、本学科では、新入生に対して入学後にオリエンテーションを行い、「履修ガイド&シラバス」、「学生便覧」等を用いて4年間の学生生活に必要な事項・情報とともに、教育課程の編成についての考え方、履修方法、学修計画、学修方法等を指導しており、併せて、図書館の利用方法、健康管理及び安全管理等を含めた学生生活全般についても十分な説明を行う。

以上のことから、今回の収容定員変更に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

(ウ) 教員組織の変更内容

令和2(2020)年7月に、本学動物看護学部で動物人間関係学科の届出が受理されたことにより、1学部2学科体制（動物看護学科及び動物人間関係学科）となった。表7①に示すとおり専任教員の合計数は33名（うち教授数17名）を配置し、表7②に示すとおり大学設置基準上で必要となる専任教員の合計数28名（うち教授数15名）を満たしている。

動物看護学科においては、入学定員100名、収容定員400名に対して、教授7名、准教授2名、講師4名、助教7名の小計20名であり、動物人間関係学科においては、入学定員80名、収容定員320名に対して、教授10名、准教授1名、講師2名、助教0名の小計13名、動物看護学部の専任教員の合計数33名（うち教授数17名）を配置している（表7①）。

この度、動物看護学科の入学定員13名、収容定員52名の定員増員にあたり、表7③に示すとおり、教育の質を担保するため、動物看護学科において、入学定員113名、収容定員452名に対して、専任教員2名の増員を図ることにより、教授9名、准教授2名、講師4名、助教7名の小計22名を配置し、動物看護学部の専任教員の合計数35名（うち教授数19名）となる。このことにより、表7④に示すとおり、今回の収容定員の増員においては、大学設置基準上で必要となる専任教員の合計数29名（うち教授数15名）を満たしている。

また、本学の専任教員一人当たりの在籍学生数（令和2(2020)年5月1日現在）は23名であり、令和4(2021)年度に動物看護学科の入学定員13名、収容定員52名

を増員させたとしても、専任教員一人当たりの在籍学生数は、22名前後になると考えられることから、引き続き教育の質は担保できると考える。

なお、愛玩動物看護師法の法制化により、令和5（2023）年春に予定されている第1回目の国家試験に鑑み、今後、更なる本学の動物看護教育の充実・発展のために教員組織のバランスを図り、若手の助教等の配置、専任教員の採用等を検討していく。

(表7) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部専任教員数

① 令和2(2020)年7月「動物人間関係学科」設置届出受理時の専任教員数

学部	学科	入学定員	本学専任教員					
			教授	准教授	講師	助教	計	教授
動物看護学部	動物看護学科	100名	7名	2名	4名	7名	20名	7名
	動物人間関係学科	80名	10名	1名	2名	0名	13名	10名
合計		180名	17名	3名	6名	7名	33名	17名

② 大学設置基準上で必要となる専任教員数(動物看護学科入学定員100名)

学部	学科	入学定員	収容定員	大学設置基準	
				全体	教授
動物看護学部	動物看護学科	100名	400名	9名	5名
	動物人間関係学科	80名	320名	8名	4名
学部全体		180名	720名	11名	6名
合計		180名	720名	28名	15名

③ 「動物看護学科」収容定員を増員した開設初年度専任教員数(令和4(2022)年4月1日)

学部	学科	入学定員	本学専任教員					
			教授	准教授	講師	助教	計	教授
動物看護学部	動物看護学科	113名	9名	2名	4名	7名	22名	9名
	動物人間関係学科	80名	10名	1名	2名	0名	13名	10名
合計		193名	19名	3名	6名	7名	35名	19名

④ 大学設置基準上で必要となる専任教員数(動物看護学科入学定員113名)

学部	学科	入学定員	収容定員	大学設置基準	
				全体	教授
動物看護学部	動物看護学科	113名	452名	9名	5名
	動物人間関係学科	80名	320名	8名	4名
学部全体		193名	772名	12名	6名
合計		193名	772名	29名	15名

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

本学科のある南大沢キャンパスは、閑静な住宅街に囲まれた緑の多い環境で、20,155.12 m²の校地面積を有している。キャンパスは南大沢の南フランスプロヴァンスをイメージした街作りや自然に配慮し、植栽を整備している。緑地や中庭にベンチを設け、学生の憩いの場として確保しているほか、学生ラウンジ（2 か所）や学生控室（3 室）などの屋内空間についても、学生の休息その他のスペースとして利用している。

また、キャンパス敷地内に運動場用地として運動場 1,402.75 m²を設け、正課及び課外活動等に利用しているため、今回の収容定員の変更によって学生数が増加したとしても十分に対応できる。

また、本学では、既存の 1 号館、2 号館及び 3 号館に講義室 14 室、演習室 8 室、実験実習室 13 室、情報処理学習施設 2 室、語学学習施設 1 室等を整備しており、動物看護学科と動物人間関係学科が共用し教育を行う。実験実習室についても、既存の施設及び実習に必要な器具等を共用する。実験実習室の内訳は、動物臨床看護実習室 3 室、動物臨床看護動物医療機器実習室 (Teaching Hospital) 1 室、コンパニオンアニマルケア実習室 1 室、臨床検査実習室 2 室、行動観察室 1 室、実験実習室 1 室、多目的実習室 2 室、実験研究室 1 室、試料分析機器室 1 室を設けており、学生数が増加したとしても、現状の施設・設備で十分に対応できる。

さらに、教員研究室は動物看護学部として、個人研究室 24 室、共同研究室 4 室を整備しており、共同研究室に所属する教員は、学生の相談・指導に 1 号館 3 階コミュニケーションルームなどを使用することで、学生のプライバシーを保護している。なお、本学動物看護学部の専任教員数は、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日時点において合計 35 名（うち教授 19 名）で構成するため、今回の収容定員の変更において大学設置基準上で必要となる専任教員数（合計 29 名、うち教授数 15 名）は満たしている。

したがって、現状の施設・設備で十分に対応できる。

なお、教育研究活動をさらに向上させていくため、今後も、大学設置基準において定められている専任教員数以上の教員を採用していく。

そのほか、図書館、セントフランシスホール（体育館）、学生相談室、学生自習室、学長室、事務室等を整備している。

以上のことから、現在の本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準上必要な面積を満たしており、今回の収容定員の変更によって学生数が増加しても、現況の施設・設備で十分に対応できるため、今回の収容定員の変更に伴う施設・設備の変更は行わない。

資料目次

- 資料1. ペット関連総市場 市場規模推移と予測
- 資料2. 愛玩動物看護師法
- 資料3. 愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示
- 資料4. 動物取扱責任者
- 資料5. 動物の愛護及び管理に関する法律
- 資料6. 日本の犬、猫、人（65歳以上、15歳未満）の数の推移
- 資料7. 大学及び養成所において履修すべき科目及び履修すべき科目の到達目標
- 資料8. 教育課程の概要（別記様式第2号（その2の1））

1 (書類等の題名)

ペット関連総市場 市場規模推移と予測 (資料 1)

2 (出典)

株式会社矢野経済研究所

3 (引用範囲)

「ペットビジネスマーケティング総覧 2021 年版」(株式会社矢野経済研究所)

4 (その他の説明)

【ペット関連総市場 市場規模推移と予測】を明確に示すため、掲載されている数値を使用して図表ソフトで棒グラフを作成した。なお、数値は加工せず、そのまま使用した。

○愛玩動物看護師法
(令和元年六月二十八日)
(法律第五十号)

愛玩動物看護師法をここに公布する。

愛玩動物看護師法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 免許(第三条―第二十八条)
 - 第三章 試験(第二十九条―第三十九条)
 - 第四章 業務等(第四十条―第四十三条)
 - 第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第十七条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

(第三条から第三十九条まで省略)

第四章 業務等

(業務)

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(獣医師との連携)

第四十一条 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。

(名称の使用制限)

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(第四十四以下、附則まで省略)

表 愛玩動物看護師の業務範囲に関する考え方及びその例示

日本獣医師会小動物臨床委員会報告「飼育者のニーズに応える小動物獣医療提供を目指して」（令和元年6月：抜粋）

業務の内容	A 獣医療補助者の一般業務 (国家資格を持たない者が、獣医師法の下で獣医師の指示・監督下で実施できる業務)	B 愛玩動物看護師の診療補助業務 (愛玩動物看護師が獣医師の指示・監督下で実施できる獣医療補助業務)	C 獣医師による診療行為の例 (獣医師が行う獣医療業務)
全体業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 獣医師及び院内スタッフとの業務連携 ● 院内の衛生管理、環境整備 ● 院内設備、備品等の管理 	<ul style="list-style-type: none"> [● 医療廃棄物の管理、記録] 	<ul style="list-style-type: none"> ● 獣医療全体の管理、運営、指導
受付及び待合室業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療受け付け ● 入院動物への面会対応 ● 定期健康診断説明・指導 ● 栄養、療法食説明・指導 ● しつけ、適正飼養説明・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチン、フィラリア予防等の説明・指導 ● 不妊、去勢に関する説明 ● 人と動物の共通感染症に関する説明・指導 [● 入退院の説明] 	<ul style="list-style-type: none"> ● トリアージ
薬室業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 医薬品、医療器具の整理、在庫管理、発注 	<ul style="list-style-type: none"> [● 医薬品（毒物、劇薬、等）の整理、在庫管理] ● 薬量の計算 ● 注射、輸液のための薬剤準備 ● 投薬（経口投与）の説明・指導 ● 外用薬の使用法の説明・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤等の処方、分包、調合 ● 麻薬、麻酔薬等の処方、使用、管理
診察室・処置室業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体検査（外観、等） ● 聴診（検査）、体温測定 ● 動物の保定 ● 診療機器・器具の整理・管理 ● 診療器具、検査用器具の事前準備 ● 動物の日常管理（爪切り、肛門囊絞り等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 問診やカルテの記載の補助 ● 処方に基づく経口投与、外用薬の塗布、薬浴 ● 創傷の洗浄、消毒、包帯 ● 理学療法（リハビリテーション）の補助 ● 歯科処置の補助 ● 注射（皮下投与） ● マイクロチップの装着 	<ul style="list-style-type: none"> ● 問診やカルテ記載 ● 診察及び疾病の診断 ● 検査結果の判断と飼い主への説明 ● 治療方針の決定及び治療の実施 ● 病状、治療法及び予後等の説明 ● ワクチン接種
入院室業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院室、ケージ等の衛生管理 ● 動物に対するエサ、水の給与 ● 動物の状態の把握及び獣医師への連絡 ● 動物の栄養管理 ● 身体機能、疼痛のモニタリング及びその連絡・記録 ● 動物看護記録の作成と実施 	<ul style="list-style-type: none"> [● 入院動物の管理及び獣医師への連絡] ● 輸液や投薬ラインの管理 ● 酸素吸入ライン等の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院動物の症状等の判断 ● 検査、治療方針の決定 ● 治療の実施
検査室業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査材料の採取（自然便からの採便、自然排尿からの採尿等） ● 血液一般検査、血液化学検査、簡易キットによる血清検査 ● 尿検査 ● 糞便検査 ● 上記の検査結果の記録と獣医師への連絡 ● 検査機器・器具の管理（X線装置を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静脈採血 ● 採便 ● カテーテル導尿による採尿の補助 ● 体表を対象とする搔把、穿刺、生検の補助 ● 心電図、超音波診断、X線撮影等の検査補助 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動脈採血 ● 体表腫瘍の搔把、体表や体内組織の穿刺、生検 ● X線検査 ● 造影剤の投与 ● 超音波検査等の画像診断とその結果の説明
手術室業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 手術室、手術台、手術器具・器材等の準備 ● 動物の毛刈り、消毒 	<ul style="list-style-type: none"> [● 設定された手術部位の毛刈り、消毒] [● 動物の術前準備] ● 気管挿管の補助 ● 吸入麻酔器の操作補助 ● 麻酔時におけるモニター管理と記録 ● 手術時の器具出し [● 術後のバイタルサインのモニタリング] [● 疼痛の有無等のチェック] [● 動物の状態の確認] 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手術部位の設定及び準備の指示 ● 鎮静薬、麻酔薬の投与及び麻酔全体の管理 ● 手術の実施 ● 術中の輸液、薬剤投与の管理 ● 手術後の処置法、治療法の決定

注：「B 愛玩動物看護師の獣医療補助業務」欄の[]で示した業務は、診療行為には該当しないが、愛玩動物看護師が実施することが望ましい業務。

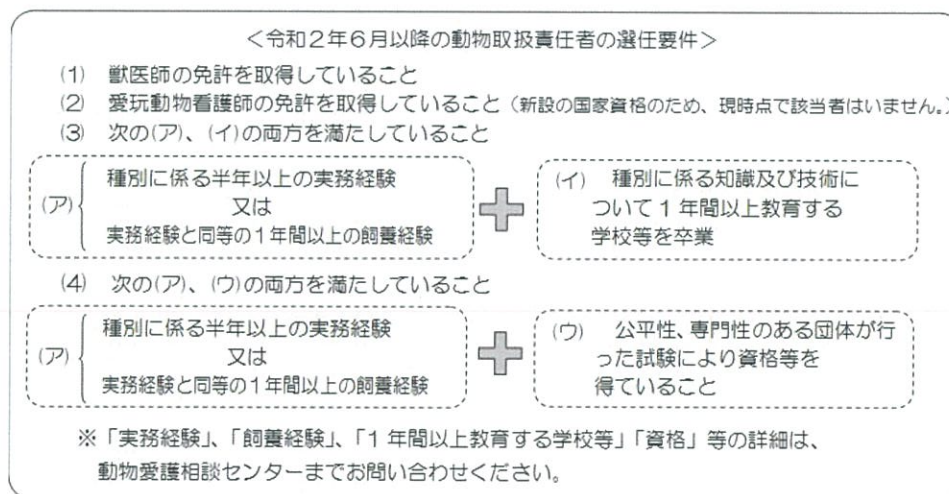
引用文献：日本獣医師会雑誌 Vol. 74 No. 2 2021 78 ページ

動物取扱責任者

動物取扱責任者は、第一種動物取扱業の登録申請に必要な要件であり、**独立した資格に類するものではありません**。第一種動物取扱業者から選任されて、初めて動物取扱責任者となることができます（第一種動物取扱業者自らが動物取扱責任者として選任も可）。常勤の職員の中から専属として選任されるため、他店との兼務はできませんのでご注意ください。

動物取扱責任者になるには

1 以下の (1) から (4) のうち、いずれかを満たす必要があります。



令和2年5月31日までに登録を受けている事業所の動物取扱責任者については、経過措置により、令和5年5月31日までに上記の (1) から (4) のうち、いずれかを満たす必要があります。

※令和2年5月31日までに登録を受けている事業所でも、新規に種別を追加する場合や、営業者が切り替わる新規申請の場合（個人から法人への切替等）については、改正後の要件を満たす必要があります。詳細は動物愛護相談センターまでお問い合わせください。

【第一種動物取扱業者の皆様へ】動物取扱責任者の選任要件が厳しくなりました（PDF：152KB）

実務経験について

営もうとする第一種動物取扱業の種別と同一種別での半年以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）があることが必要です。ただし、関連があると認められる種別については、実務経験として認められます。詳細については、以下の表をご確認ください。

種別	飼養施設	実務経験が認められる関連種別
販売	あり	販売(飼養施設あり)及び貸出し
	なし	販売及び貸出し
保管	あり	販売(飼養施設あり)、保管(飼養施設あり)、貸出し、訓練(飼養施設あり)及び展示
	なし	販売、保管、貸出し、訓練及び展示

第一種動物取扱業

[第一種動物取扱業の登録について](#)

[動物取扱責任者](#)

[第一種動物取扱業の登録手続き](#)

[第一種動物取扱業登録更新](#)

[第一種動物取扱業者（販売業）のみなさまへ](#)

[動物販売業者等（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）のみなさまへ](#)

[第一種動物取扱業申請様式等](#)

貸出し		販売(飼養施設あり)及び貸出し
訓練	あり	訓練(飼養施設あり)
	なし	訓練
展示		展示

飼養経験について

実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養経験は、申請前に認定されるか確認する必要がありますので、お手数ですが動物愛護相談センター業務担当（電話：03-3302-3507）までお問い合わせください。
※ 単なるペットとしての飼育経験は認められません。

教育機関について

営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校法人（学校教育法第1条に掲げる学校、専修学校及び各種学校）やその他の教育機関を卒業していることが必要です。学校法人の詳細については以下の表をご確認ください。その他の教育機関（学校法人以外）については、要件として認められない場合もあります。お手数ですが動物愛護相談センター業務担当（電話：03-3302-3507）までお問い合わせください。

学校法人	学科	認められる第一種動物取扱業の種別（一例）				
高等学校	畜産学を専攻する学科	販売	保管	貸出し		展示
	動物の生理生態等について教育する学科					
大学	獣医学の正規の過程について教育する学科	販売	保管	貸出し	訓練	展示
	畜産学の正規の過程について教育する学科					
	動物の生理生態等について教育する学科					
短期大学	動物の看護を専攻する学科	販売	保管	貸出し	訓練	展示
	動物の生理生態等について教育する学科					
専修学校	動物の生理生態等について教育する学科	販売	保管	貸出し	訓練	展示
各種学校 (履修期間が1年間以上の学校に限る)	動物の生理生態等について教育する学科	販売	保管	貸出し	訓練	展示

資格について

公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていることが必要です。

	資格	団体名	認められる種別（一例）				
1	愛玩動物飼養管理士（1級・2級）	公益社団法人 日本愛玩動物協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
2	愛犬飼育管理士	一般社団法人 ジャパンケネルクラブ	販売	保管	貸出し	訓練	展示
3	愛護動物取扱管理士	一般社団法人 新潟県動物愛護協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
4	家庭犬訓練士（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
5	家庭動物管理士	一般社団法人 全国ペット協会	販売	保管	貸出し		展示
6	競技別指導者資格馬術コーチ	公益財団法人 日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
7	競技別指導者資格馬術指導員	公益財団法人 日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示

8	競技別指導者資格馬術上級コーチ	公益財団法人 日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
9	公認訓練士	一般社団法人 ジャパンケネルクラブ		保管		訓練	
10	公認訓練士	公益社団法人 日本警察犬協会		保管		訓練	
11	公認馬術指導者資格コーチ	公益財団法人 日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
12	公認馬術指導者資格指導者	公益財団法人 日本体育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
13	実験動物技術者（2級）	公益社団法人 日本実験動物協会	販売	保管	貸出し		展示
14	小動物飼養販売管理士	協同組合 ペット・サービスグループ（PSG）	販売	保管	貸出し	訓練	展示
15	乗馬指導者資格（初級）	公益社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会	販売	保管	貸出し		展示
16	乗馬指導者資格（中級）	公益社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
17	地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人 地方競馬全国協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
18	調教師	地方共同法人 地方競馬全国協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
19	動物介在福祉士（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
20	動物看護師（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
21	動物取扱士（3級）	NPO法人 九州鳥獣保護協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
22	トリマー（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示
23	認定ペットシッター	ビジネス教育連盟ペットシッタースクール		保管		訓練	
24	ペットシッター士 ※平成21年4月1日以降取得したものに限り	NPO法人 日本ペットシッター協会		保管		訓練	
25	GCT（Good Citizen Test）	一般社団法人 優良家庭犬普及協会		保管		訓練	
26	JAHA認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人 日本動物病院協会	販売	保管	貸出し	訓練	展示

※現在、取得可能な資格の一覧です。

2 以下の事項に該当しないことが必要です。

- (1) 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から5年を経過しない者
- (4) 法第10条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあつた日から5年を経過しない者
- (5) 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 法の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第69条の7第1項第4号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第5号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第70条第1項第36号（同法第48条第3項又は第52条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この

号において同じ。)若しくは第72条第1項第3号(同法第69条の7第1項第4号及び第5号に係る部分に限る。)若しくは第5号(同法第70条第1項第36号に係る部分に限る。)の規定、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第27条第1号若しくは第2号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(9) 法第19条第1項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に法第16条第1項第4号又は第5号の規定による届出をした者(解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から5年を経過しない者

(10) (9)の期間内に法第16条第1項第2号、第4号又は第5号の規定による届出をした法人(合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前30日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から5年を経過しない者

3 動物取扱責任者研修を受講する必要があります。

新たに動物取扱責任者を選任して動物取扱責任者を変更する、あるいは第一種動物取扱業の新規登録申請を行う場合は、**動物取扱責任者研修(新規)**を受けていただきます。変更または新規登録申請の2・3ヶ月前になりましたら、下記申込み先まで電話でお問い合わせ下さい。電話受付時間は平日の午前8時半から午後5時45分までです。

開催場所	本所(世田谷区)、多摩支所(日野市:会場は立川市)
研修時間	午後1時から午後4時
手数料※	2,500円
内容	講義、習得度を確認するためのテスト
申込み先	本所業務係(電話03-3302-3507) 多摩支所監視第一係(電話042-581-7439)

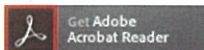
動物取扱責任者の義務

- ・自ら勤務する第一種動物取扱業において、法等の違反がおこなわれないよう、動物又は施設の管理に関わる者を監督する。
- ・動物及び施設の管理に関しての不備又は不適事項を発見した場合は、第一種動物取扱業に対して、改善を建言する。
- ・東京都が開催する**動物取扱責任者研修(法定研修)**を1年に1回以上受講する。

※法定研修の日程等については、第一種動物取扱業の登録を受けた事業者の方に通知します。この研修の受講は法律で義務付けられておりますので、お知らせが届きましたら期限内にお申し込みいただき、必ず受講してください。

犬の登録と毎年度一回の
狂犬病予防注射は飼い主の義務です

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

このページの担当は **動物愛護相談センター 業務担当** です。

[ページの先頭へ戻る](#)

○動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年十月一日)

(法律第百五号)

動物の保護及び管理に関する法律をここに公布する。

動物の愛護及び管理に関する法律

(平一一法二二一・改称)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本指針等(第五条・第六条)

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則(第七条—第九条)

第二節 第一種動物取扱業者(第十条—第二十四条の二)

第三節 第二種動物取扱業者(第二十四条の二の二—第二十四条の四)

第四節 周辺的生活環境の保全等に係る措置(第二十五条)

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置(第二十五条の二—第三十四条)

第四章 都道府県等の措置等(第三十五条—第三十七条)

第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七条の二—第三十九条)

第五章 雑則(第四十条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第五十条)

附則

第一章 総則

(平一一法二二一・章名追加)

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(平一一法二二一・平二四法七九・一部改正)

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を

考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(平一一法二二一・平二四法七九・一部改正)

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(平一一法二二一・追加、平一七法六八・一部改正)

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(平一一法二二一・旧第三条繰下・一部改正)

第二章 基本指針等

(平一七法六八・追加)

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一七法六八・追加)

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。
- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
 - 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
 - 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項
- 3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。
- (平一七法六八・追加、平二三法一〇五・平二四法七九・一部改正)

(第七条から第二十一条まで省略)

(動物取扱責任者)

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二條第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。)を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

(平一七法六八・追加、平二四法七九・令元法三七・令元法三九・一部改正)

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二條の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(平二四法七九・追加)

(獣医師等との連携の確保)

第二十二條の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(平二四法七九・追加)

(終生飼養の確保)

第二十二條の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(平二四法七九・追加)

(幼齡の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二條の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(平二四法七九・追加)

(犬猫等の検案)

第二十二條の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事實の發生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事實が發生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事實が發生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

(平二四法七九・追加、令元法三九・一部改正)

(第二十三條以下、附則まで省略)

1 (書類等の題名)

日本の犬、猫、人 (65 歳以上、15 歳未満) の数の推移 (資料 6)

2 (出典)

犬・猫の頭数：一般財団法人ペットフード協会

人口：総務省統計局

3 (引用範囲)

犬・猫の頭数：「全国犬猫飼育実態調査 2016 年～2020 年」(一般財団法人ペットフード協会)

人口：「日本の統計 2020」(総務省統計局)

4 (その他の説明)

- ・犬・猫の飼育頭数を棒グラフ、65 歳以上の人口及び 15 歳未満の人口を線グラフとして 2016 年度から 2020 年度の推移を示した。

資料 1

**大学及び養成所において履修すべき科目及び履修すべき科目の到達目標
(報告書へのインプット案)**

※赤字が第3回WTからの修正箇所

○大学及び養成所において履修すべき科目

<u>1. 基礎動物学</u> (360 時間)	<u>⑤動物臨床検査学</u> (30 時間)
①生命倫理・動物福祉 (30 時間)	⑥動物医療コミュニケーション (30 時間)
②動物形態機能学 (120 時間)	
③動物繁殖学 (30 時間)	
④動物行動学 (30 時間)	<u>4. 愛護・適正飼養学</u> (210 時間)
⑤動物栄養学 (60 時間)	①愛玩動物学 (60 時間)
⑥比較動物学 (60 時間)	②人と動物の関係学 (30 時間)
⑦動物看護関連法規 (15 時間)	③適正飼養指導論 (60 時間)
⑧動物愛護・適正飼養関連法規 (15 時間)	④動物生活環境学 (30 時間)
	⑤ペット関連産業概論 (30 時間)
<u>2. 基礎動物看護学</u> (270 時間)	<u>5. 実習</u> (600 時間)
①動物看護学概論 (30 時間)	①動物形態機能学実習 (30 時間)
②動物病理学 (30 時間)	②動物内科看護学実習 (120 時間)
③動物薬理学 (60 時間)	③動物臨床検査学実習 (60 時間)
④動物感染症学 (90 時間)	④動物外科看護学実習 (90 時間)
⑤公衆衛生学 (60 時間)	⑤動物臨床看護学実習 (60 時間)
<u>3. 臨床動物看護学</u> (360 時間)	⑥動物愛護・適正飼養実習 (60 時間)
①動物内科看護学 (90 時間)	⑦動物看護総合実習 (180 時間)
②動物外科看護学 (60 時間)	
③動物臨床看護学総論 (30 時間)	
④動物臨床看護学各論 (120 時間)	
	以上 計 1,800 時間
	※示した時間数は、養成所において実施する際の授業時間数である。

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要																	
(動物看護学部動物看護学科)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
教養教育科目	人文と社会	生命倫理学	2後	2			○								兼1		
		哲学	1後		2			○							兼1		
		生活と法律	1前		2			○							兼1		
		生活と経済	1前		2			○							兼1		
		美術史	2前		2			○							兼1		
		心理学	2後		2			○							兼1		
		動物とジャーナリズム	1後		2			○							兼1		
		キャリアマネジメント	2後		2			○							兼1		
	小計(8科目)	—	2	14	0		—		0	0	0	0	0	0	兼7	—	
	自然と環境	基礎生物学	1後	2				○			1					兼1	
		基礎化学	1前	2				○							兼1	オムニバス	
		基礎生化学	1後		2			○							兼1		
		環境科学	2後		2			○							兼1		
	小計(4科目)	—	4	4	0		—		1	1	0	0	0	0	兼2	—	
言語・情報・スポーツ	英語Ⅰ	1前	1					○			1				兼2		
	英語Ⅱ	1後	1					○			1				兼2		
	英語Ⅲ	2前	1					○			1				兼2		
	英語Ⅳ	2後	1					○			1				兼2		
	フランス語入門	1後		2			○								兼1		
	情報リテラシー(基礎)	1前	1					○							兼1		
	情報リテラシー(応用)	1後	1					○							兼1		
	健康とスポーツ(実技含む)	2前		2			○								兼1		
小計(8科目)	—	6	4	0		—		0	1	0	0	0	0	兼8	—		
専門基礎科目	生命科学概論	2前	2				○				1				兼2	オムニバス	
	バイオテクノロジー	3後		2			○								兼1		
	動物看護学概論	1前	2				○			5						オムニバス	
	動物人間関係学概論	1後	2				○								兼4	オムニバス	
	動物形態機能学	1前	2				○			1							
	動物生理学	1後	2				○			1							
	動物形態機能学実習	2前	2							1			4				
	動物生態学	2前	2				○				1						
	動物行動学	2後	2				○				1						
	動物遺伝学	1後	2				○								兼1		
	動物繁殖学	3後	2				○								兼2	オムニバス	
	動物薬理学	2前	2				○			1					兼2	オムニバス	
	動物病理学	2前	2				○			1					兼2	オムニバス	
小計(13科目)	—	24	2	0		—		6	1	0	0	4	4	兼9	—		
専門科目	動物臨床看護学(基礎)	1前	2				○			1		1					
	動物臨床看護学(基礎)実習	1後	2						1		1	5	7		共同		
	動物臨床看護学(内科)	2後	2				○		2						オムニバス		
	動物臨床看護学(内科)実習	2後	2						1		1	4	7	兼1	オムニバス・共同(一部)		
	動物臨床看護学(外科)	3前	2				○								兼2	オムニバス	
	動物臨床看護学(外科)実習	3前	2									3	7	兼2	オムニバス・共同(一部)		
	動物臨床看護学(総合)	3後		2			○		2						兼2	オムニバス	
	動物臨床看護学(総合)実習	3後		2					2				3	兼2	オムニバス・共同(一部)		
	動物臨床検査学	2前	2				○		1		1					オムニバス	
	動物臨床検査学実習	2前	2						1		1	1	3			オムニバス	
	特殊検査	4後		2			○		2		1					オムニバス	
	動物医療機器	3前	2				○				1						
	動物口腔ケア論	3後		2			○				1						
	動物口腔ケア実習	3後		2							1		3				

教 育 課 程 等 の 概 要

(動物看護学部動物看護学科)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目	ヒトと動物の共通感染症	3後	2			○			1						兼1 兼1 兼1 オムニバス 兼1 オムニバス 兼1 兼1 兼1 兼4 オムニバス 兼5 オムニバス 兼1 兼1 兼1 オムニバス 兼2 オムニバス 兼1 兼1 兼1 兼2 兼2 オムニバス 兼1 兼1 兼2 兼1 兼27
	公衆衛生学	2後	2			○									
	動物生化学	3前		2		○									
	微生物学	3後	2			○			1						
	血液学	3後		2		○			1						
	寄生虫学	2前	2			○			1						
	小動物放射線学	3前	2			○			1						
	小動物栄養学	2前	2			○			1			1			
	小動物臨床栄養学	2後	2			○			1			1			
	エキゾチックアニマル看護学	4前	2			○			1						
	動物看護ソーシャルワーク	4前	1			○						1			
	ペットロス論	4前		2		○									
	リハビリテーション論	3前		2		○									
	動物リハビリテーション	4前		2		○									
	動物病院実習	3通	2					○	1	1		2	7	共同	
	動物飼育管理論	1前	2			○								兼4	
	動物飼育管理実習	2通	2					○						兼5	
	コンパニオンアニマルケア (グルーミング) 論	1前	2			○					1	1		兼1	
	コンパニオンアニマルケア (グルーミング基礎) 実習	1通	2					○			1	3	1	兼1	
	コンパニオンアニマルケア (グルーミング応用) 実習	2通		2				○			1	2	1	兼1	
	伴侶動物学	3前	2			○					1			兼2	
	産業動物学	3前	1			○								兼1	
	実験動物学	3後	1			○			2					兼1	
	野生動物学	2後	2			○								兼1	
	動物愛護・福祉と関連法規	1前	2			○								兼1	
	医療安全	4後		2		○								兼1	
	高齢動物看護学	4前		2		○			1		1			兼2	
在宅・訪問動物看護論	4後		2		○			1					兼2		
ペット関連産業論	4前	2			○								兼1		
サイエンスイングリッシュ	3前		2		○								兼1		
小計 (44科目)	—	—	55	30	0	—	—	—	9	1	4	7	8	兼27	
総合科目	統計学	2後		2		○								兼1	
	動物看護学総合演習	4後		1			○		1						
	卒業論文	4通	4				○		6	2	4				
	インターンシップ	3・4通		2				○			1			兼1	
	研修・ボランティア活動	1・2・3・4通		1				○			1			兼2	
	動物実習短期留学	1・2・3・4通		4				○						兼2	
	アッセンブリーアワーI	1通	1		○									兼2	
	アッセンブリーアワーII	4通	1		○				1					兼2	
小計 (8科目)	—	6	10	0	—	—	—	6	2	4	1	0	兼8		
合計 (85科目)	—	—	97	64	0	—	—	—	9	2	4	7	8	兼48	
学位又は称号	学士 (動物看護学)		学位又は学科の分野				農学分野								
卒業要件及び履修方法						授業期間等									
本学の動物看護学科としての卒業要件は、本学を4年以上在学し、学則に定める授業科目の中から124単位以上修得すること。124単位の内訳は以下のとおりである。 「教養教育科目」必修12単位、選択18単位を修得し、「教養教育科目」から合計30単位以上修得すること。 「専門教育科目」全体から 「専門基礎科目」で必修24単位、「専門科目」で必修55単位、「総合科目」で必修6単位、小計85単位を修得すること。加えて、「専門教育科目」全体から選択小計9単位以上を修得の上、「専門教育科目」から合計94単位以上を修得し、総計124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：44単位 (年間))						1学年の学期区分				2学期					
						1学期の授業期間				15週					
						1時限の授業時間				90分					

学生の確保の見通し等を記載した書類

(目次)

1	学生確保の見通し及び申請者としての取組状況.....	3
(1)	学生確保の見通し.....	3
①	定員充足の見込み.....	3
②	定員充足の根拠となる客観的なデータの概要.....	5
(2)	学生確保に向けた具体的な取組状況.....	6
2	人材需要の動向等社会の要請.....	8
(1)	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的.....	8
①	教育研究上の理念及び目的.....	8
②	養成する人材像.....	8
(2)	上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであること の客観的な根拠.....	8

学生の確保の見通し等を記載した書類

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生確保の見通し

① 定員充足の見込み

ヤマザキ動物看護大学(旧:ヤマザキ学園大学)(以下「本学」という。)は、平成22(2010)年度に、「動物看護学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、教育研究を行い、専門的応用的能力を有する動物看護師を養成すること」を目的として、日本で唯一の動物看護学部動物看護学科を設置・開学した。高度化する動物医療及び動物関連産業の拡大化に対応し、学生の進路を踏まえ、平成28(2016)年度に、動物看護学科に「動物看護学専攻」と「動物人間関係学専攻」の2専攻を配置した。さらに、「愛玩動物看護師法」の法制化に伴い愛玩動物看護師の職域が拡大するため、令和3(2021)年度から、本学動物看護学部既存の動物看護学科に加え、動物人間関係学科を設置し、1学部2学科体制となる。

過去10年間の動物看護学科の入学志願倍率の推移を見ると、平成24(2012)年度から平成30(2018)年度までは、1.47倍から1.74倍とほぼ横ばいであったが、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度まで3年連続で大きく上昇しており、令和3(2021)年3月17日時点での動物看護学科の入学志願倍率は5.78倍となっている(表1)。

(表1) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科の志願倍率の推移

入学年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度
入学志願倍率	1.54	1.47	1.71	1.63	1.68
入学年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
入学志願倍率	1.74	1.74	2.37	3.34	5.78

1.令和3(2021)年度は、令和3年3月17日時点

2.志願倍率=入学志願者数/入学定員として算出

3.平成29(2017)年度~令和2(2020)年度の入学定員は180名(1学科制)、
令和3(2021)年度は2学科制となり、入学定員は100名

令和元（2019）年6月21日の愛玩動物看護師法成立を目前に、動物看護学科の志願者数が急増し、令和5（2023）年春には第1回目の国家試験の実施を予定していることから、今後も動物看護学科の志願者数の増加・継続が続くことが想定される。また、我が国においては少子高齢化が進んでいるが、特に高齢者の愛玩動物飼養に関しては、愛玩動物の高齢化も進んでいることから、訪問看護や在宅ケアを行う愛玩動物看護師への期待と需要が見込まれる。

以上の経緯と愛玩動物看護師が国家資格化した状況に鑑み、動物看護学科の定員増について、令和3（2021）年度動物看護学部全体の志願者数（令和3〔2021〕年3月17日時点）をみると、動物看護学科の志願者数は578名であり、動物人間関係学科の志願者数は181名と比較して、動物人間関係学科の3倍以上（表2）となる。

このことから、動物看護学科の教育研究環境と、教育の質向上を損なうことなく、教員数や設備等を大学設置基準に基づき勘案した結果、動物人間関係学科の収容定員は変更せず、現在の動物看護学科入学定員100名、収容定員400名に対し、動物看護学科のみ入学定員13名増員の学則変更認可を申請する。これにより、動物看護学科は入学定員113名、収容定員452名、動物人間関係学科は入学定員80名、収容定員320名となり、動物看護学部全体としては、入学定員193名、収容定員772名となる。

（表2）動物看護学部志願者及び入学者数推移

	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021)年度 (2学科体制初年度)		
学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物看護 学科	動物人間 関係学科	動物看護 学部全体
入学定員	180名	180名	180名	180名	180名	100名	80名	180名
志願者数	302名	314名	314名	427名	602名	(578名)	(181名)	(759名)
入学者数	162名	176名	188名	218名	217名	(127名)	(88名)	(215名)
志願倍率	1.68倍	1.74倍	1.74倍	2.37倍	3.34倍	(5.78倍)	(2.26倍)	(4.22倍)

1.志願倍率＝志願者数／入学定員として算出

2.令和3（2021）年度は、申請時点（令和3（2021）年3月17日時点）のもの
志願者数・入学者数・志願倍率は、未確定値のため、（ ）で記載

② 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

これまでの本学動物看護学部動物看護学科〔令和3（2021）年度は2学科合計〕の志願者数の推移は、（資料1-1）のとおりである。

平成29（2017）年度の動物看護学科（定員180名）の最終志願者数は314名（1.74倍）、令和3（2021）年度の動物看護学科及び動物人間関係学科（入学定員合計180名）の令和3（2021）年3月17日時点での志願者数は759名（4.22倍）であることから、志願者数はここ5年間で2.42倍増加している。

なお、平成23（2011）年に、動物看護師統一認定機構が設立〔平成28（2016）年一般財団法人化〕され、高等教育機関においては、8大学が受験資格を有し、東京都には競合する2大学（日本獣医生命科学大学、帝京科学大学）が設置されており、（資料1-1）のとおり、高止まりの状況にある。その中であって本学動物看護学科のみが3年連続上昇しているが、愛玩動物看護師の国家資格化を契機に、動物看護分野に特化して教育研究を実施してきた本学への認知度と期待が特に一段と高まったものと思われる。本学志願者数を開学まで遡ってグラフ化してみると、この傾向が一層明確に見て取れる（資料1-2）。

他方、長期的な18歳人口の減少傾向が予測されているが、令和13（2031）年度の全国の18歳人口と本学入学者の7割超を占める1都3県（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）の18歳人口の減少率とを比較すると、（表3）及び（資料2）のとおり後者の減少率が低いことから、中長期に渡り本学は1都3県以外を主な地盤とする他大学と比較して少子化の進行の影響は相対的に小さいと言える。

以上より、動物看護学科の入学定員を13名増員しても、継続的に入学定員充足が可能であると考えられる。

（表3）全国及び東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県の18歳人口推移（18歳人口：人）

地域	年	平成31（2019）年	令和7（2025）年	令和13（2031）年
全国	人数	1,174,801	1,089,005	1,033,386
	割合	100.0%	92.7%	88.0%
東京都	人数	105,727	104,047	104,199
	割合	100.0%	98.4%	98.6%
埼玉	人数	65,474	62,713	59,571
	割合	100.0%	95.8%	91.0%
神奈川	人数	79,969	76,042	75,002
	割合	100.0%	95.1%	93.8%
千葉	人数	55,425	52,732	50,116
	割合	100.0%	95.1%	90.4%

1.各年の割合は、2019年を100%とした割合

（出典：リクルート進学総研）

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学は従来から、学生確保のため、広報部を中心として全学的な支援と協力により、積極的な学生募集活動を展開している。本学科の学生確保については、以下のとおり積極的な取り組みを行い、学生確保を図る。

① オープンキャンパス

オープンキャンパスは年間を通して高校生及びその保護者、高校教員、社会人等を対象に開催する。特に、夏期には専任教員の研究紹介を中心に実施し、教育研究の理解を深める。この機会を活用し、進学希望者を対象に、個別相談会等を積極的に実施する。

なお、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言への対応として、本学ホームページを活用したWebオープンキャンパスを積極的に開催しており、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、Webオープンキャンパスとキャンパス来校型のオープンキャンパスのそれぞれの利点や受験生のニーズを踏まえ、両者を組み合わせて開催していく計画である。オープンキャンパスの参加者数は(表4)に示すとおりである。高校1・2年生以下の参加者が令和4(2022)年度入試の入学志願者に繋がっていくことが想定されるが、高校1・2年生以下の参加者数はこの5年間一定数を維持していることから、令和4(2022)・5(2023)年度入試においても本学の志願者数が急減することは考えにくい。

(表4) オープンキャンパス参加者数の推移

実施年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
オープンキャンパス 参加者数	1,043	1,134	821	1,553	1,158
Web オープンキャンパス 参加者数					783
合計	1,043	1,134	821	1,553	1,941
うち高校3年・既卒	588	612	352	714	1,511
うち高校1・2年以下	450	516	441	781	410

1.令和2(2020)年度は令和3(2021)年3月17日時点のもの

2.令和2(2020)年度は、令和3(2021)年3月20日開催予定のWebオープンキャンパスの参加者数を含んでいない

② 高等学校訪問活動

本学では、広報部を中心として全学的な支援により高等学校訪問を実施し、進路指導担当教員と緊密な情報交換を行ってきた。また、高等学校教員対象説明会や出張講義等も含めて広報活動を展開し、教育研究内容の理解を深めてもらうと共に、高校生及び高校教員のニーズ把握に努めてきた。新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下においては、主に電話による高校教員との情報交換や、オンラインによる進学ガイダンスを通じた広報を積極的に行ってきたが、新型コロナウイルス感染症収束後は、従前どおり教職員による高等学校訪問を充実させると共に、在学生から彼らの母校に本学の学生生活や学修環境等をフィードバックさせる取組みにより、情報収集及び発信を通じて志願者確保に繋げていく。

③ ホームページによる情報提供

動物看護学科の教員紹介・入試情報・教育研究内容・進路（就職）情報及び教育施設等について、わかりやすく発信する。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けて、模擬講義や教員紹介、入試制度説明等の動画を多数作成・掲載し、本学ホームページをより一層充実させた。これらの動画は今後も継続的に更新していく予定であり、新型コロナウイルス感染症収束後も高校訪問や各種相談会等も通じてホームページへの誘導を行う。

④ 本学学園祭における特設ブースの設置

本学の学園祭は高校生・保護者の他、近隣住民の参加が多いことから、動物看護学科の教育研究内容を紹介する重要な機会となる。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにWeb形式により学園祭を開催したが、次年度以降も特色ある学園祭を開催する予定であり、その機会を活用して、本学の特色ある教育研究内容等を紹介する。

⑤ 大学進学のための各種相談会参加

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和2（2020）年度は、緊急事態宣言下において多くの進学ガイダンスが中止となったが、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、従前どおり、オープンキャンパスに来場できない志願者のために、進学ガイダンス等に積極的に参加し進学相談に応じる等、志願者・入学者確保に向けた広報活動を展開する。

2 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

① 教育研究上の理念及び目的

本学園の建学の精神には「生命への畏敬」と「職業人としての自立」、教育理念には「^{いのち}生命を生きる」を掲げている。地球上に存在する多種多様な生命に対し、尊敬の心を持ち、共に生きるものに限りない愛を注ぎ、調和のとれた平和な社会の構築に寄与する豊かな人間性と幅広い視野を持つ人間教育を行うことを目的としている。この本学園の思想に沿って、動物看護学科の教育研究上の理念及び目的を次に示す。

[教育研究上の理念及び目的]

本学科は、本学園の建学の精神に則り、「^{いのち}生命を生きる」を教育理念に生命を尊重する倫理観及び動物愛護の精神を備え、豊かな人間性と幅広い視野をもった動物看護師の教育を行う。動物病院を中心とした動物医療、動物関連企業等の発展に貢献するための研究及び理論・技術を教授することを目的とする。

② 養成する人材像

上記を踏まえ、動物看護学科では、以下の人材を養成する。

動物愛護の精神に則り、人と動物の共生思想と倫理観を身につけ、

ア 動物病院を中心として、チーム動物医療分野における研究・発展に寄与し、動物関連団体等において専門職、指導者として活躍できる人材

イ 動物検査センター、研究所等で活躍できる人材

ウ ペット保険会社、動物医療機器等のペット関連企業で活躍できる人材

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

超少子高齢社会において、犬や猫の飼育頭数は15歳未満の子どもの数をはるかに超え(資料3)、動物関連産業が拡大し(資料4)、社会的・地域的な人材需要の動向を背景に、令和元(2019)年6月21日に、農林水産省の定める「獣医師法」及び環境省の定める「動物の愛護及び管理に関する法律」という2つの法律から、両省による「愛玩動物看護師法」(資料5)が法制化され、愛玩動物看護師は獣医師のパートナーとして動物医療を支えることに加え、人と動物の共生社会に不可欠である動物の終生飼養及びマイクロチップ装着等に関して職域が広がり、非常に重要な役割を担うこととなっ

た。ペット関連市場は令和 3（2021）年度には 1 兆 6,000 億円を超える（資料 4）と予想されており、ペット関連総市場の発展が目覚ましい。

動物関連産業の分野は、動物病院、動物用医薬品、ペットサロン（動物病院美容部門を含む）、ペットショップ、ペットフード、ペット用品、ペット用衣類、ペット共生住宅、ペット共生住宅用設備、ペット共生老人ホーム、ペット保険、ペットホテル、訓練施設、老犬ホーム、ペット同伴宿泊施設、ペット同伴レジャー施設及び動物関連団体等極めて多岐に渡っている。とりわけ、（資料 3）に示す犬及び猫の高齢化の進行が、動物医療の高度化や動物介護に係る領域での新たな需要創出に繋がっており、動物関連産業のさらなる発展拡大のために、動物看護に関する科学的専門知識を有する人材の養成が希求されている。

なお、令和元（2019）年度末現在において、都道府県別の犬の登録数をみると、本学への通学圏である東京都 510,902 頭、埼玉県 354,156 頭、神奈川県 454,757 頭、千葉県 312,868 頭の合計が 1,632,683 頭と、全国 6,154,316 頭の 26.5%を占めることから、地域的な人材需要が見込まれる（資料 6）。

以上のことから、動物看護学科において愛玩動物看護師が活躍する進路は、動物病院はもとより、動物関連産業も含め、全国的に需要が高まっていくと考えられる。

併せて、令和元（2019）年 6 月の愛玩動物看護師法の法制化によって愛玩動物看護師の職域が広がり、併せて、動物関連産業が拡大化していることから、現代社会に生じる動物に関わる多岐に渡る問題に的確に対応できる人材が求められており、人と動物の共生社会構築のために、愛玩動物看護師として人と動物との関係に関する専門知識・技術をもった人材需要が見込まれる。

このような市場動向のもとで、本学の新卒就職希望者に対する求人倍率は、（表 5）のとおり平成 28（2016）年度 42.9 倍に対し令和元（2019）年度は 49.2 倍と上昇を続けていた。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け 40.1 倍と下がっているが、上述のとおり動物関連産業市場の拡大傾向に伴い、本学動物看護学科への求人倍率も回復していくことが見込まれる。さらに、学内で開催する就職セミナーへの参加病院・企業等数も、（表 6）のとおり平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけて 32 件から 58 件へと増加を続けており、令和 2（2020）年度は 50 件と前年度よりは微減したが、新型コロナ禍にあつてなお一昨年までの件数を上回っている。本学動物看護学部動物看護学科の人材への需要がこのように推移する中で、本学卒業見込者の就職内定率は、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度まで 97%超を継続しており、令和 2（2020）年度は 3 月 17 日時点で 99.2%となっている（表 7）。

以上より、引き続き動物看護学科卒業生への需要が十分に見込まれる。

(表 5) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科の求人倍率の推移

卒業年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
求人倍率	42.9	45.8	48.5	49.2	40.1

1. 求人倍率 = 求人数 / 就職希望者数として算出

(表 6) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科の就職セミナー参加病院・企業等数の推移

卒業年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
病院・企業等数	32	35	46	58	50

(表 7) ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科卒業予定者の就職内定率の推移

卒業年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
就職内定率(%)	97.0	97.4	98.5	99.1	99.2

1. 令和 3 (2020) 年度の就職内定率は、令和 3 年 3 月 17 日時点でのもの

2. 就職内定率 = 就職内定者数 / 就職希望者数として算出

資料目次

資料 1-1. 本学及び東京都内に設置されている競合本学の志願者数・志願倍率推移

資料 1-2. ヤマザキ動物看護大学の選抜区分別志願者数推移

資料 2. 18 歳人口予測

資料 3. 日本の犬、猫、人（65 歳以上、15 歳未満）の数の推移

資料 4. ペット関連総市場 市場規模推移と予測

資料 5. 愛玩動物看護師法

資料 6. 都道府県別の犬の登録頭数と予防注射頭数等

本学及び東京都内に設置されている競合大学の志願者数・志願倍率推移

ヤマザキ動物看護大学動物看護学部動物看護学科志願者数及び志願倍率推移
(入学定員 180 人)

入学年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
志願者数	314 人	314 人	427 人	602 人	759 人 ^{※1}
志願倍率	1.74 倍	1.74 倍	2.37 倍	3.34 倍	4.22 倍 ^{※2}

日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科志願者数及び志願倍率推移
(入学定員 100 人)

入学年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
志願者数	675 人	559 人	723 人	704 人	683 人
志願倍率	6.75 倍	5.59 倍	7.23 倍	7.04 倍	6.83 倍

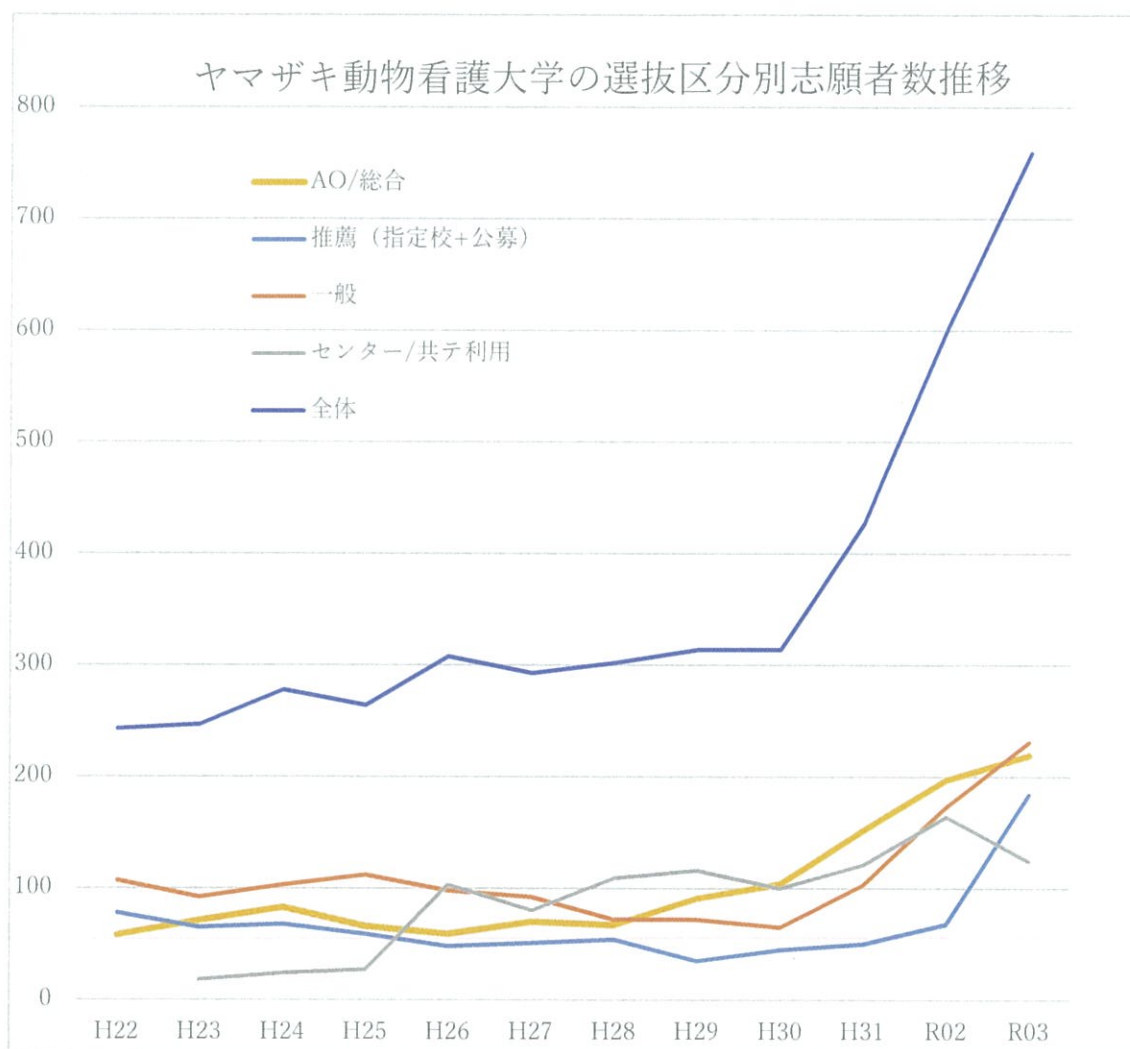
帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科動物看護福祉コース
志願者数及び志願倍率推移 (入学定員 140 人)

入学年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度 ^{※1}	令和 3 (2021) 年度 ^{※3}
志願者数	567 人	529 人	636 人	564 人	
志願倍率	4.05 倍	3.77 倍	4.54 倍	4.03 倍	

※1：令和 3（2021）年 3 月 17 日時点での動物看護学科及び動物人間関係学科の志願者合計数

※2：動物看護学科及び動物人間関係学科の入学定員合計 180 人と令和 3（2021）年 3 月 17 日時点での志願者合計数より算出

※3：帝京科学大学の令和 3（2020）年度志願者数及び志願倍率は公表されていないため、未記入



※ 令和 3 (2021) 年度は、3 月 17 日時点での動物看護学科及び動物人間関係学科の合計志願者数

※ 「全体」には平成 23 (2015) 年度震災特別措置 1 名、平成 31 (2019) 年度社会人特別選抜 1 名、令和 3 (2021) 年度社会人特別選抜 1 名を含む

1 (書類等の題名)

18歳人口予測 (資料2)

2 (出典)

リクルート進学総研

3 (引用範囲)

「【都道府県別：南関東】18歳人口・進学率・残留率の推移 2019年」(リクルート進学総研)
 (「18歳人口予測 (全体：南関東：2019～2031年)」の図表画像)

<http://souken.shingakunet.com/research/2020/01/182019-0000.html>

4 (その他の説明)

・「18歳人口予測 (全体：南関東：2019～2031年)」の図表画像を引用した

1 (書類等の題名)

日本の犬、猫、人(65歳以上、15歳未満)の数の推移(資料3)

2 (出典)

犬・猫の頭数：一般財団法人ペットフード協会

人口：総務省統計局

3 (引用範囲)

犬・猫の頭数：「全国犬猫飼育実態調査 2016年～2020年」(一般財団法人ペットフード協会)

人口：「日本の統計 2020」(総務省統計局)

4 (その他の説明)

- ・犬・猫の飼育頭数を棒グラフ、65歳以上の人口及び15歳未満の人口を線グラフとして2016年度から2020年度の推移を示した。

1 (書類等の題名)

ペット関連総市場 市場規模推移と予測 (資料 4)

2 (出典)

株式会社矢野経済研究所

3 (引用範囲)

「ペットビジネスマーケティング総覧 2021 年版」(株式会社矢野経済研究所)

4 (その他の説明)

【ペット関連総市場 市場規模推移と予測】を明確に示すため、掲載されている数値を使用して図表ソフトで棒グラフを作成した。なお、数値は加工せず、そのまま使用した。

○愛玩動物看護師法

(令和元年六月二十八日)

(法律第五十号)

愛玩動物看護師法をここに公布する。

愛玩動物看護師法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条一第二十八条)

第三章 試験(第二十九条一第三十九条)

第四章 業務等(第四十条一第四十三条)

第五章 罰則(第四十四条一第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第十七条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。)及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

(第三条から第三十九条まで省略)

第四章 業務等

(業務)

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(獣医師との連携)

第四十一条 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。

(名称の使用制限)

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(第四十四以下、附則まで省略)

都道府県別の犬の登録頭数と予防注射数等（令和元年度）

令和元年度（年度末現在）

	登録頭数※1	予防注射頭数※2	注射率※3	備考
全 国	6,154,316	4,390,580	71.30%	
北海道	246,222	166,545	67.60%	
青 森	55,254	48,444	87.70%	
岩 手	62,540	54,068	86.50%	
宮 城	113,069	93,140	82.40%	
秋 田	38,149	30,178	79.10%	
山 形	39,638	35,910	90.60%	
福 島	95,136	71,850	75.50%	
茨 城	167,083	105,154	62.90%	
栃 木	104,311	69,928	67.00%	
群 馬	110,418	81,722	74.00%	
埼 玉	354,156	247,404	69.90%	
千 葉	312,868	225,645	72.10%	
東 京	510,902	372,711	73.00%	
神奈川	454,757	341,430	75.10%	
新 潟	89,170	77,821	87.30%	
富 山	44,453	34,145	76.80%	
石 川	48,027	33,712	70.20%	
福 井	31,108	23,455	75.40%	
山 梨	43,879	32,113	73.20%	
長 野	103,927	92,575	89.10%	
岐 阜	119,714	93,980	78.50%	
静 岡	205,567	161,416	78.50%	
愛 知	433,431	331,156	76.40%	
三 重	118,367	82,104	69.40%	
滋 賀	74,807	52,212	69.80%	
京 都	114,408	79,358	69.40%	
大 阪	380,888	235,721	61.90%	
兵 庫	296,056	198,403	67.00%	
奈 良	55,960	41,612	74.40%	
和歌山	47,312	29,042	61.40%	
鳥 取	22,455	16,859	75.10%	
島 根	32,171	24,456	76.00%	
岡 山	98,454	62,274	63.30%	
広 島	141,750	104,946	74.00%	
山 口	70,319	54,345	77.30%	
徳 島	39,079	25,265	64.70%	
香 川	71,790	42,251	58.90%	
愛 媛	76,752	46,374	60.40%	
高 知	41,449	26,339	63.50%	
福 岡	250,649	144,700	57.70%	
佐 賀	37,680	25,955	68.90%	
長 崎	59,868	42,690	71.30%	
熊 本	84,479	61,572	72.90%	
大 分	58,724	37,065	63.10%	
宮 崎	57,416	41,707	72.60%	
鹿 児 島	76,209	58,089	76.20%	
沖 縄	63,495	32,739	51.60%	

(注釈)

※1 登録頭数:

狂犬病予防法第4条第2項の規定により、年度末現在において、原簿に登録されている頭数

※2 予防注射頭数:

狂犬病予防法第5条第2項の規定により、市町村長が、年度中に交付した予防注射済票の数

※3 注射率:

予防注射頭数を登録頭数で割った場合の割合

引用元:

厚生労働省ホームページ

都道府県別の犬の登録頭数と予防注射数等(平成26年度～令和元年度)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/01.html>

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ヤマザキ カオル 山崎 薫 <平成25年4月>		博士 (学術)		ヤマザキ動物看護大学 学長 (平成25.4~令和4.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。